平成29年度 春季地方ブロック土木部長等会議 情報提供議題

■情報提供(説明あり)

議題名	最新の地図情報提供に係る連携(道路等情報の更新)-電子国土基本図の迅速更新-	D1
課∙室名	国土地理院	Pī
議題名	防災、減災に役立つ情報を地理院地図より新たに公開	D2
課·室名	国土地理院	PZ

■情報提供(資料配付のみ)

議題名 工期設定支援システム(CDにて配布) 課・室名 大臣官房 技術調査課 議題名 i-Constructionの取組状況(ICT土工事例集)ver.2(冊子で配布) 課・室名 大臣官房 技術調査課 議題名 国土交通省における官民連携(PPP/PFI)の取組について 課・室名 総合政策局官民連携政策課	 P4
議 題 名 i-Constructionの取組状況(ICT土工事例集)ver.2(冊子で配布) 課・室 名 大臣官房 技術調査課 議 題 名 国土交通省における官民連携(PPP/PFI)の取組について	 . Р4
課・室名 大臣官房 技術調査課 議 題 名 国土交通省における官民連携(PPP/PFI)の取組について	
議 題 名 国土交通省における官民連携(PPP/PFI)の取組について	· P4
	P4
課・室名 総合政策局官民連携政策課	F4
議 題 名 <mark>高速道路における安全対策について</mark>	P14
課·室 名 <mark>道路局 高速道路課</mark>	P14
議 題 名 有料道路分野におけるコンセッションについて	P16
課·室 名 <mark>道路局 高速道路課</mark>	FIU
議 題 名 民間施設に直結する専用インターチェンジ(仮称)について	P23
課·室 名 <mark>道路局 高速道路課</mark>	PZS
議 題 名 無電柱化に向けた最近の取組について	P25
課·室 名 <mark>道路局 環境安全課</mark>	FZJ
議 題 名 自転車活用推進法について	P30
課·室 名 <mark>道路局 環境安全課 道路交通安全対策室</mark>	F30
議 題 名 災害対策等緊急事業推進費について	P56
課·室 名 <mark>国土政策局 広域地方政策課 調整室</mark>	P30
議 題 名 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業について	P70
課·室 名 <mark>国土政策局 広域地方政策課 調整室</mark>	P/0
議 題 名 <mark>地理空間情報活用基本計画(第3期)が閣議決定</mark>	P84
課·室 名 <mark>国土地理院</mark>	P04



最新の地図情報提供に係る連携(道路等情報の更新) 一電子国土基本図の迅速更新一

国土地理院は、電子国土基本図の整備に際し、道路、鉄道の新規供用など、防災や国土管 理上重要な役割を果たしている公共施設の変化に優先的に対応し、施設の整備効果増進にも 繋げるべく、速やかな更新・提供に取り組んでいます。

主要な道路については、地方整備局や地方公共団体と連携し、最新の地図情報を提供して います。その更新に際しては、都道府県等の地方公共団体の協力により、工事用図面のCA Dデータ等資料を提供いただいております。

今後も資料の提供にご協力をお願いします。

道路管理者と連携した迅速更新事例 **圏央道(境古河~つくば中央)**平成29年2月26日供用開始 道路工事図面CADデータ (東日本高速道路(株)提供) (更新前) (更新後) 供用開始と同時に最新の地図情報を公開(提供)

【協力のお願い】

- 「地理院地図」(http://maps.gsi.go.ip/)に未反映の道路があった場合は以下の連絡先 までご連絡ください。CADデータをご提供いただければ、迅速に反映いたします。
- 市町村道については、都道府県または市町村の窓口(土木部等)を通じて、当該の道路管 理者にCADデータの提供を依頼しています。緊急輸送道路など、広域のネットワークを 形成する主要な市町村道を地図に迅速に反映します。ご協力をよろしくお願いします。

国土交通省 国土地理院 関東地方測量部 測量課

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 電話 03-5213-2069 電子メール gsi-k-soku2@ml.mlit.go.jp



防災、減災に役立つ情報を地理院地図より新たに公開

【指定緊急避難場所データ】

平成25年の災害対策基本法改正により、市町村長が災害種別に応じた指定緊急避難場所を指定することとされています。国土地理院は内閣府や消防庁、地方公共団体と協力し、形成29年2月よりこれら指定緊急避難場所データに位置の情報を付け国土地理院のウェブ地図(地理院地図)で公開を開始しました。



【ベクトルタイル地形分類】

身の回りの土地の成り立ちと自然災害リスクがワンクリックでわかる「地形分類」の全国の公開エリアを大きく広げ、自然本来の地形と人の手が加わり変化した地形の両方がわかるようになりました。

「地形分類(自然地形)」



「地形分類(人工地形)」



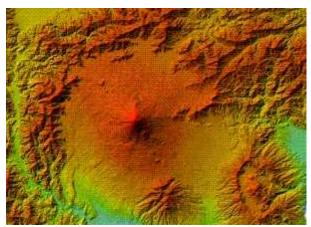
【アナグリフ】

地理院地図より全国シームレスにアナグリフが閲覧できるようになりました。 アナグリフは、赤(左目)青(右目)メガネを通して見ると両目の視差から立体的に見える画像です。 地形を直感的に捉えることができるので地形判読等に活用できます。

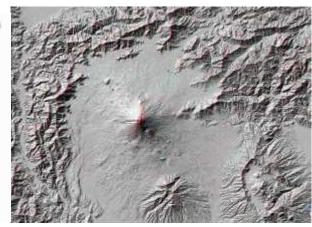
活用例

- ・インフラの整備・維持に必要な地形の把握
- ・防災に資する基礎資料となる地形判読への活用
- ・地形を学習するための教育資料への活用など





-2000 -1000



富士山周辺のアナグリフ(カラー)



凡例(カラー)

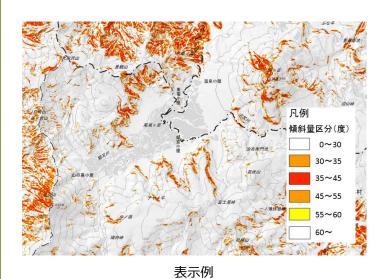
富士山周辺のアナグリフ(グレー)



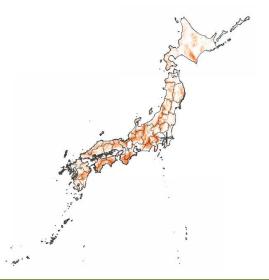
【傾斜量区分図(雪崩関連)】

平成29年那須町の雪崩を受けて、全国の傾斜量区分図(雪崩関連)を整備しました。 春山シーズンの登山や雪崩災害防止などへの活用が期待されます。

※ 傾斜量区分図は、地形を傾斜角で区分した図であり、雪崩の危険度そのものを評価したものではありませんので、緩斜面の箇所でも雪崩が発生または到達する可能性があり十分な注意が必要です。



全国傾斜量区分図(雪崩関連)



国土交通省における 官民連携(PPP/PFI)の取組について

国土交通省 総合政策局 官民連携政策課

【お問い合わせ先】

国土交通省総合政策局官民連携政策課

電話:03-5253-8111(内線:24-224、24-226、24-218)

URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/

🂆 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

官民連携(PPP/PFI)の推進



厳しい財政状況の中、民間の資金・知恵等を活用し、真に必要な社会資本の整備・維持管理・更新を着実に実施するとともに、 民間の事業機会の拡大による経済成長を実現していくため、PPP/PFIを積極的に推進

政府全体の取組

「PPP/PFI 推進アクションプラン」 (H28.5.18 民間資金等活用事業推進会議決定)

1. 新たな事業規模目標の設定

10年間(平成25年~34年)の事業規模目標:12兆円→21兆円に引き上げ

(1) 公共施設等運営権制度(コンセッション)型 : 7兆円(関空・伊丹約5兆円を含む)

(2) 収益施設の併設・活用型 : 5**兆円**(3) 公的不動産の有効活用型 : **4兆円**(4) その他のPPP/PFI事業 : **5兆円**

2. コンセッション事業等の重点分野

現行: 空港 6件、水道 6件、<u>下水道 6件</u>、道路 1件 (平成26~28年度)

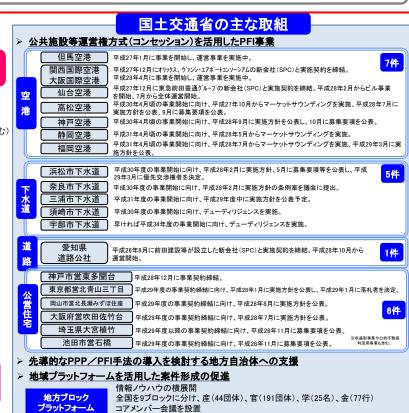
追加: 公営住宅6件*、文教施設3件(平成28~30年度) *収益型事業や公的不動産活用事業も含む

3. 推進のための施策

- 国及び人口20万人以上の地方公共団体等における実効ある優先的検 計の枠組みの構築・運用
- 地域の民間事業者の案件形成力を高めるための地域プラットフォームを 通じた案件形成の推進
- 民間提案を促進するための事業者選定プロセスに関する運用の明確化等、提案した民間事業者に対するインセンティブ付与の在り方を検討等

「日本再興戦略2016」 「経済財政運営と改革の基本方針2016」 (平成28年6月2日閣議決定)

アクションプランに掲げる事業規模目標21兆円が位置付けられ、 PPP/PFIの推進に取り組むこととされている。



意見交換セミナーの実施(参加者合計約1,360名)

具体的な案件の発掘形成

各自治体の要望に基づき設置 21地域を支援(H29.4.1時点)

自治体単位の 地域プラットフォーム

地域プラットフォームを活用したPPP/PFI案件形成の支援



🥝 国土交通省

地方公共団体及び民間事業者における<u>情報・ノウハウの不足</u>及び官民間での対話・提案の場の不足等の現状を踏まえて、 PPP/PFIに関する情報・ノウハウの共有・習得、関係者間の連携強化、具体的な案件形成を図るための<u>産官学金の協議の場(地域</u> プラットフォーム)を全国をカバーするブロックごとに形成することとし、H27年度より取り組んでいる。

地域プラットフォームのイメージ

<u>地方ブロックプラットフォーム</u>

全国をカバーするよう地方ブロック単位で形成(全9ブロック※)

- 民間事業者、専門家(コンサルタント、会計士、弁護士等)
- (官) 地方公共団体(都道府県、市町村等)

H29.2.13

名古屋市

中部

大阪府

横浜市

豊橋市

約180名

約1,040名

- (学) 大学 等
- (金) 地方銀行 等

人口20万人以上の地方公共団体をはじめ広く参加を要請



※北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄ブロック

地方ブロックプラットフォームの役割

PPP/PFIの案件形成等に係る情報・ノウハウの横展開

(セミナー・シンポジウムの開催、首長意見交換会の実施、実践的研修の実施 等)

セミナー・首長意見交換会・コアメンバー会議の実施

- <u>・セミナー</u>:全国で優良事例等を紹介するセミナーを実施
 - (H27年度:6力所、参加者合計約1,030名 H28年度:6力所、参加者合計約1,040名)
- 首長意見交換会:首長の考えを直接共有することで地域におけるPPP/PFIの浸透を 図る(H28年度:関東、中部、東北、四国、九州・沖縄ブロックで開催)
- ・コアメンパー会議:ブロックプラットフォームの円滑な事業実施・運営を確保するため、 産官学金の関係者からなるコアメンバー会議を設置

(構成員 産:44団体、官(自治体):191団体、学:25名、金:77行)



専門家の派遣や

事例報告等



ニーズに幅広く対応

A県プラットフォーム

B市プラットフォーム







自治体プラットフォームの役割

官民間の対話を通じた地域における官民連携事業の案件形成の推進

- 個別具体の案件の掘り起こし、形成及び推進
- •PPP/PFIの事業化候補の案件リストの作成
- ・民間からの提案、官民間の意見交換の場 等

※案件形成後、地方ブロックプラットフォームにおいて報告

自治体プラットフォームの形成促進

- ・21地域を支援(H29.4.1時点)
- ・今後、さらに形成促進を加速(29年度新たに10カ所程度追加)

地方ブロックプラットフォームの活動 ~セミナー(H28年度)~



国土交通省

〇コアメンバーへPPP/PFI事業を進めるにあたっての課題についてアンケートを実施し、ブロック毎に課題に応じたセミナーを開催。 マ・白治体職員のノウハウ習得 事務手続きの簡素化 庁内体制の構築 地域企業の参加等)

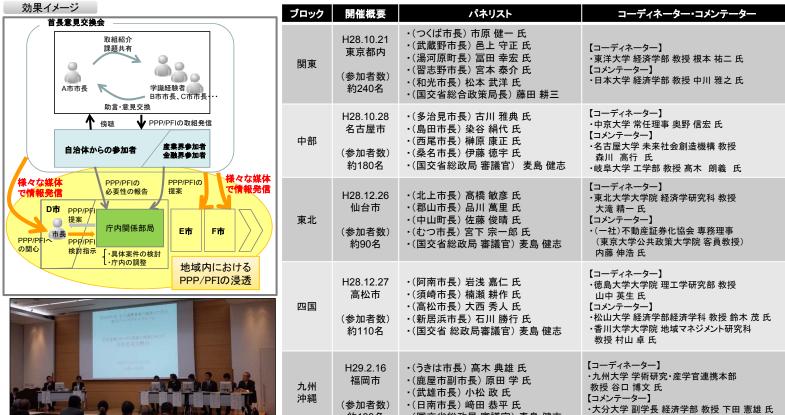
* :	日/IP柳貝U	ノノ・ノハ・ノ百	付、争伤于 形	元さの間系化、庁内体制の構築	に、 地域正未の 参加寺 /
年度	ブロック名	開催概要	参加者数	講演者	演題
	九州•沖縄	H28.8.31 福岡市	約160名	国土交通省、内閣府、文部科学省 大牟田市 指宿市 ㈱西日本シティ銀行 ㈱九電工	・情報提供 ・大牟田市・荒尾市のありあけ浄水場の取組〜県境を超えた水道広域化と官民連携〜 ・指宿地域交流施設整備等事業 ・官民対話における地方銀行の役割 ・PPP/PFI事業の取組
	近畿	H28.9.5 大阪市	約170名	国交省、内閣府、文科省 養父市 大阪市 (株福井銀行 積水化学工業株)	・情報提供 ・養父市におけるPPP/PFI事業の取組~道の駅「ようか但馬藏」PFI事業について~ ・大阪市における官民連携(PPP/PFI)の推進体制及び取組 ・PPP/PFIの取組みにおける地域金融機関の役割 ・下水道分野における官民連携の取組
	北海道 /東北	H29.1.25 札幌市	約70名	国土交通省 横浜市 流山市 岩倉建設㈱	・情報提供 ・PPP/PFIが進む仕組み・取組(横浜市における実施状況) ・「2つのPPP」による流山市のFM ~PPP事業に係る事務手続きの簡素化について~ ・地域参画型のPFI事業について
H28 年度	中国 /四国	H29.1.31 岡山市	約100名	国交省、内閣府、文科省 我孫子市 福岡市 まんのう町	・情報提供 ・我孫子市提案型公共サービス民営化制度 ・福岡市の公共施設整備におけるPPP事業の推進体制について ・まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業
	関東 /北陸	H29.2.7 東京都内	約360名	根本祐二教授(東洋大) 愛知県 愛知道路コンセッション㈱ 国土交通省航空局 仙台国際空港㈱ 浜松市 奈良市	・情報提供 ・愛知県道路公社における有料道路コンセッションの取り組み ・愛知県有料道路運営等事業 ・空港経営改革について ・地域と連携した仙台空港の発展について ・浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業の取組みについて ・奈良市小規模上下水道施設における官民連携事業の取組
		1100 0 10		国交省、内閣府、文科省	・情報提供

・大阪府営住宅建替事業(民活プロジェクト)について

・豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業

・「PPP/PFIが進む仕組み・取組」横浜市における実施状況

自治体においてPPP/PFIを推進するためには、首長の発意によるトップダウンの取組も必要。4~5名程度の首長参加のもと、学識経験者を交えた PPP/PFIに関するパネルディスカッションを実施。首長の考えを直接共有することで、周辺の自治体やコアメンバーの意識改革につながり、地域における PPP/PFIの浸透を期待。



約130名 •(国交省総政局 審議官) 麦島 健志 H28.10.21 ·鹿児島大学 理工学研究科 教授 木方 十根 氏 ※首長意見交換会の概要については、次のURL(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000033.html)に掲載しています。

長意見交換会の成果

国土交通省

- ・各首長意見交換会の様子が、地元新聞等に掲載(累計25回)。
- 各地の首長が官民連携に積極的に取り組む姿勢が発信され、各地域に おけるPPP/PFIの浸透に貢献。

■茨城新聞(平成28年10月22日)20面



民間の活用大きな魅力 響長 意見交換 芸

本祐二教授は

非常に大事。まだお互いのコミュニケーショ提案することと、両者のパートナーシップが いが取れていないところがあるので、 コーディネーターで東洋大学経済学部の根 「自治体に民間の良いところを と訴えた 国の助

加し、「つくば について議論した。 ほかに東京都武蔵野市、 体にとって大きな魅力だと思う」と話した。 化が進んでいる。民間企業の持っているノウ ハウやネットワークを活用できるこ 各自治体の取り組みについて意見を交 「つくば市では多くの公共施設の老朽 つくば市の市原健 埼玉県和光市から首長が出 神奈川県陽河原町、 一市長が参 とは自治

で首長意見交換会

内

連

携

促

進

で首長意見交換会

■埼玉新聞(平成28年10月23日)2面

て、官民連携事業の導入をよりの基本方針2016」を受ける。「経済財政運営と改革」「日本再興戦略改訂2016」を受け 踏まえ開催された。和光市のり一層促進すべきとの指摘を つくば市、東京都武蔵野市、松本武洋市長のほか、茨城県 松本武洋市長のほか、 (野市の各首長が登壇。 老朽に茶川県湯河原町、 千葉県習

で、内閣府主催)が21日、東に、内閣府主催)が21日、東に首長意見交換会(国土交通官民連携事業の推進に向け 国工教授は「官民連携は民間の 国工教授は「官民連携は民間の 国工教授は「官民連携は民間の 国本社会をいる。 大学はした支援事業や栄養価 を、上奏がして支援事業や栄養価 を、上乗びして支援事業や、栄養価 を、上乗びして支援事業や、栄養価 を、上乗びして支援事業や、栄養価 で、上来でいる。 上報酬した。 全ての高齢者にアンケートを介護予防の取り組みについ 話し合った。 化した公共施設の建て替えや 利活用法など、 課題と官民連携の取り組みを ろと官公庁がすべき まちづくりの

■岐阜新聞(平成28年10月29日)14面

東海地区首長ら意見交換会



市長は官民連携のステ 2の再開発や市民病院 た。古川市長は、駅周 職員や民間事業者ら約 切近 ほか、 今後各地で開く での取り組みを紹介し 200人が聞き入っ 大の高木朗義教授らが 島田市の各市長、 三重県桑名市、 ほか、愛知県西尾市、この日は古川市長の 「成功事例を積み上げ 静岡県 、岐島

の取り組みの一環とし 市が2会場目となり、 で開催。今月21日に由

名古屋

いて意見を交わした。

治見市長らが各自治体での事例や課題につ 見交換会を名古屋市内で開き、古川雅典多 業の推進に向けた東海地区の首長による意内閣府と国土交通省は28日、官民連携事 公共サービスの提供

多治見市長が事例紹 採

è

■静岡新聞(平成28年10月29日)9面

例を紹介した。JAお 構想から実現まで時間 新東名高速道の島田金 長がパネリストとして ら島田市の染谷網代市 で開いた。静岡県内か 染谷市長は事業の事 首長意見交換会はP があることや、事業を 同があることや、事業を 一があることや、事業を ・ 速な契約手続きに障壁 知県西尾市、 行政と民間のア

晃交換会を名古屋市内 摘した。 について意見を出し合 名市の各市長らと課題 岐阜県多治見市、 三重県桑 愛

官民連携へ意見交換 島田市長「スピード感 がかかる。5年後のこ 強 調

協力は得にくい」と指 とは予測できずスピー

の推進に向けた首長意は28日、官民連携事業

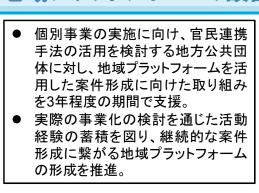
名古屋

5

6

企業の関係者約300人が出席した。

討論を通して官民連携事業の取り組みや課題



(17)

国土交通省



番号	自治体	事業概要	備考
13	旭川市(北海道)	地域振興と旭川空港のあり方	
14)	網走市、大空町、 北見市 (北海道)	地域振興と女満別空港のあり方	
15)	和光市(埼玉県)	公有地の活用(公共施設の再編による複合化)	
16	かほく市(石川県)	まちづくり(賑わい創出エリア整備)	
11)	大阪市(大阪府)	港湾施設の老朽化対策に合わせた有効活用の検討	
18	和歌山県	まちづくり(観光関連施設の整備等)	
19	長崎県	離島におけるインフラ管理の効率化等	
20	伊豆の国市(静岡 県)	まちづくり(駅周辺の整備等)	
20	熊本地域 (熊本市、八代市、 人吉市、水俣市、 宇土市)(熊本県)	まちづくり(公有地の活用等)	

※それぞれの取組概要については、次のURL(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000043.html)に掲載しています。

Professionals (P4) サポーター制度(案)

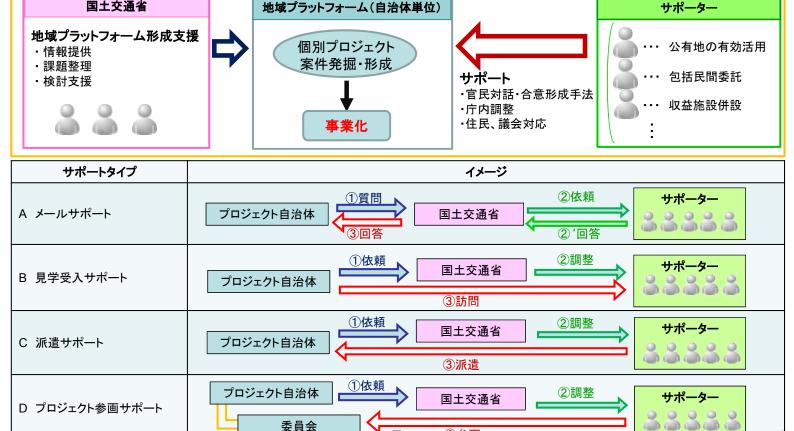
(8)

167 北陸

国土交通省

地域プラットフォームを形成し、案件を発掘・形成しようとする市町村に対し、国交省による必要な情報提供・課題整理等の助言に加え、 PPP/PFI事業の経験が豊富で、ノウハウを有する地方公共団体職員等によるサポート体制を構築する。

地域プラットフォーム(自治体単位)



③参画

<PPP推進に係るボトルネック>

行 政

民間事業者から有意義な提案がなされるよう、 有意義な提案をした民間事業者に対してインセン ティブを与えたい。



・公共調達であるが故に、公平性・公正性の確保 に留意する必要がある。

民間事業者

- ・提案にもコスト(時間・費用)がかかる。
- 公募条件において、コストをかけた提案を 「ただ取り」されたのでは割が合わない。



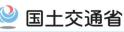
上記ボトルネックを解決するため、「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」における 議論を踏まえて、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」として取りまとめ。

〇「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」構成員

横馬	戊員
大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授	内閣府民間資金等活用事業推進室参事官
小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長
根本 祐二 東洋大学経済学部教授	国土交通省総合政策局官民連携政策課長
宮本 和明 東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授	国土交通省総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官
村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科教授	国土交通省土地·建設産業局建設業課入札制度企画指導室長

※ガイドは次のURL(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei kanminrenkei fr1 000006.html)に掲載しています。8

PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイドのポイント



ポイント1: ルールの事前明示

(直接・間接の)インセンティブがあり得ることを、提案募集の前に明示。

ポイント2:中立的な第三者の活用

事業者選定に当たり、外部有識者等からなる第三者機関を活用。

【対話方式の概要】

- 1. 明示的なインセンティブがなくとも、アイデアや意見がその後の検討内容 や公募条件に反映される得ることが民間事業者のインセンティブとなる場合
 - ⇒ a.マーケットサウンディング型

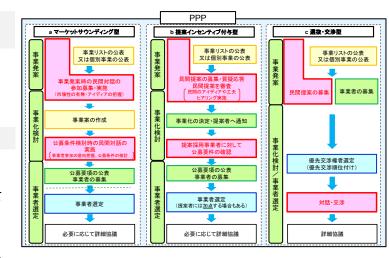
参加事業者を募り、個別ヒアリング等により、意見交換・対話 を行うもの

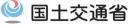
- 2. 明示的なインセンティブが必要な場合
 - ⇒ b.提案インセンティブ付与型

事業者選定評価において、提案が採用された事業者に対して インセンティブ付与(加点)を行うもの

⇒ c.選抜·交渉型

提案内容を審査して優先順位付けを行い、事業内容について 競争的対話による協議を行い、協議が調った者と契約する8の





公共施設の整備・維持管理・運営にあたっての参考資料とされ、官民連携事業手法の積極的な活用を図っていただきたい。

	事例集·参考書名	概要	収録事例
1	PPP/PFI事業・推進方策 事例集	国土交通省の所管事業分野を中心とするPPP/PFIの先進的な50事例を取りまとめた。 PPPの類型を整理するとともに、事例ごとに、事業の概要、事業化の経緯、特色、官民連携手法を活用したことによる効果、留意点、他の地方公共団体等に対するアドバイス等について記載。	中央合同庁舎第7号館整 備等事業(国土交通省) など、50事例
2	公共施設の 集約化・再配置 に係る官民連携事業 事例集	公共施設の集約化・再配置に先行して取り組まれた官民連携事業の20事例を取りまとめた。各事例を、集約化・再配置の官民連携のあり方ごとに分類整理するとともに、事例ごとに、事業の背景や経緯、集約化・再配置の概要、官民連携手法の概要とその特徴、官民連携手法導入による効果や留意点等について記載。	県営住宅集約化PFI事業 (徳島県) など、20事例
3	公的不動産の有効活用等 による官民連携事業 事例集	公的不動産を有効活用した官民連携事業に先行して取り組まれた20事例を取りまとめた。公的不動産の有効活用の考え方を整理するとともに、事例ごとに、基本データ、事業実施の背景・経緯、施設整備概要、官民連携の仕組み、事業実施の流れ、事業の成果等について記載。	県営上安住宅整備事業 (広島県)など、20事例
4	公共施設管理における 包括的民間委託 の導入事例集	公共施設管理における包括的民間委託に先行して取り組まれた14事例を取りまとめた本事例集における包括的民間委託の定義を整理するとともに、事例ごとに、業務の概要、発注者が要求した管理基準、リスク分担、老朽化対策・長寿命化に関する要件の有無等について記載。	第二阪奈有料道路 道路 維持業務(奈良県道路公 社)など、14事例
5	多様な民間事業者の参入に向けて 一 公共施設等運営権制度 の活用ー 参考書	公共施設等運営事業への参入検討を進めるにあたって参考となる基礎的事項や、先進的な海外事例を取りまとめた。公共施設等運営権制度の概要、PFI基本方針・ガイドラインの内容、海外におけるインフラ事業への民間事業者の参入事例・参入モデル等について記載。	ロンドン・ルートン空港の 運営事業(英国) など、3 事例
6	PPP/PFI事業を促進するための 官民間の対話・提案 事例集	PPP/PFI事業を促進するための官民間の対話・提案に取り組むにあたって参考となる8事例を取りまとめた。官民間の対話・提案に係る概要を整理するとともに、事例ごとに、取組みの背景・目的や仕組み、運用体制、実績、成果及び課題等について記載。	我孫子市(千葉県)、横浜 市(神奈川県)など、8事 例
7	民間収益施設の併設・活用 に係る官民連携事業 事例集	民間の創意工夫を最大限活用し公共施設の整備の効率化等を実現するため、民間収益施設を併設・活用し、事業収入等で公共事業費を一部回収する手法について、先行して取り組まれた20事例に関する基礎情報やノウハウ等について記載	豊島区新庁舎整備事業 (豊島区)など、20事例

※ 上記事例集・参考書は、下記URLに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000006.html

坐 国土交通省

先導的官民連携支援事業

先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、下記(イ)又は(ロ)に係る業務に要する調査委託費を助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進するもの。平成23年度より実施。

(イ)事業手法検討支援型:施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向け

た検討のための調査

(ロ)情報整備支援型 : 先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

補助対象・対象事業

国土交通省の所管する事業であって、以下の要件を満たすもの。官民連携事業の類型に係る要件、重点推進分野に係る要件及び調査開始以降の協力に係る要件を満たすもの。

- ○官民連携事業の類型に係る要件 I:公共施設等運営権制度を活用したPFI事業、II:公益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業 等
- 〇重点推進分野に係る要件 A:防災・減災対策、B:老朽化対策、C:生産性向上、D:地域の活性化、E:被災地の復旧・復興
- 〇調査開始以降の協力に係る要件 イ:支援終了後も引き続き官民連携の推進が図られるよう持続可能な庁内の連携体制づくりに取り組むものとする。 等

補助対象経費・補助率・補助限度額

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)を、予算の範囲内で、全額国費による定額 補助として助成。補助金1件当たりの上限は20,000千円。

H23~H28の支援実績

年度	申請数(件)	採択数(件)
H23	34	11
H24	50	21
H25	53	31
H26	61	28
H27	38	20
H28	61	24
計	297	135
H24 H25 H26 H27 H28	50 53 61 38 61	31 28 20 24

先導的官民連携支援事業イメージ



- ①調査を実施した地方公共団体等での案件形成の促進。
- ②調査事業について、今後PPP/PFI手法の導入を検討する他の地方公共団体等へのモデルとして横展開。

平成29年度 先導的官民連携支援事業(第1次)について

目的

先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、下記(イ)又は(ロ)に係る業務に要する調査委託費を助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進することを目的とします。

(イ)事業手法検討支援型: 施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入

や実施に向けた検討のための調査

(ロ)情報整備支援型 : 先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

(注) 今回募集は、平成29年度予算の成立を前提に行うものであり、国会における予算審議の状況によっては調査・検討及び助成事業の内容等を変更する場合があります。

補助対象・対象事業

国土交通省の所管する事業であって、官民連携事業の類型に係る要件、重点推進分野に係る要件、及び調査開始以降の協力に係る要件を満たすものとします。

補助対象経費・補助率・補助限度額

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)を、予算の範囲内で、全額国費による定額補助として助成します。補助金1件当たりの上限は20,000千円です。

応募受付期間

平成29年3月1日(水) ~ 平成29年4月12日(水) 14:00必着

(注) 第2次募集を6月頃に行う予定としています。

スケジュール(予定)

年						平成29年							平成30年	
月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			-		(-> 0	
		応募受付	書:	査 交 ^作 決	t先 定				調査の実	施			成果0	報告

平成29年度 地域プラットフォーム形成支援(第1次)について

目的

地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの形成を推進することを目的とします。

国土交通省委託のコンサルタントを派遣し、産官学金との対話・提案等による官民連携事業案件の形成・推進を通じ、下記(イ)、(ロ)又は(ハ)に係る類型の地域プラットフォームの設置・運営を支援します。

(イ)個別案件型: 具体的な個別事業の案件形成を推進しながら、地域プラットフォームを形成。

(ロ)普及啓発型: 1年目はセミナー等を実施することにより、エリアにおけるPPP/PFIの普及啓発を推進。2年目

以降、具体的な個別事業の案件形成を推進しながら、地域プラットフォームを形成。

(ハ)地域連携型 : 特定テーマを設定の上、そのテーマに関心のある複数の地方公共団体等が地域で連携し、その

テーマにかかる事業の案件形成を推進しながら、地域プラットフォームを形成。

(注) 今回募集は、平成29年度予算の成立を前提に行うものであり、国会における予算審議の状況によっては調査・検討及び助成事業の内容等を変更する場合があります。

支援対象

地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じて、多種多様なPPP/PFI事業の形成を目指す地域。

応募受付期間

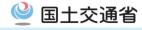
平成29年3月1日(水) ~ 平成29年4月12日(水) 14:00必着

(注) 第2次募集を6月頃に行う予定としています。

スケジュール(予定)

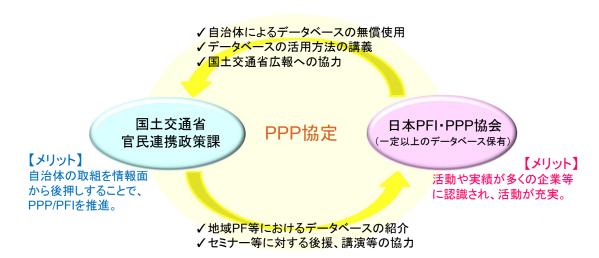


. .

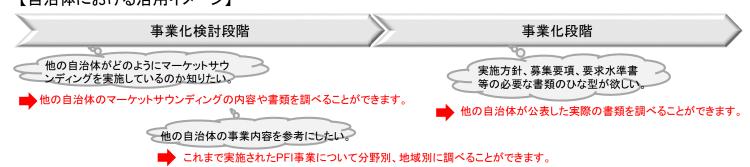


趣旨

民間の有する情報インフラ等を活用するとともに、その取組を後押しすること(=PPP)により、より効果的かつ効率的なPPP/PFIの推進を図る。



【自治体における活用イメージ】

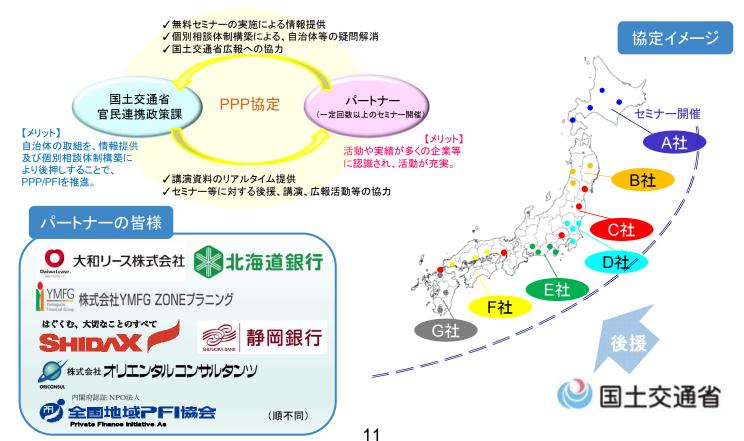


PPP(Public-Private-Partnership)協定(II)

🤐 国土交通省

趣旨

民間の開催するセミナー等を活用しつつ、予算以外も含めた行政資源を活用して民間の取組を後押しすること(=PPP)により、より効果的かつ効率的なPPP/PFIの推進を図る。



15

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 29年 4月 3日 総合政策局 官民連携政策課

PPP (Public-Private-Partnership) 協定 (Ⅱ) パートナー選定結果について ~官民連携による PPP/PFI の推進~

国土交通省では、このたび「PPP協定(Ⅱ)」を締結しましたので発表いたします。

厳しい財政状況の中、民間の資金・知恵等を活用し、真に必要な社会資本の整備・維持管理・ 更新を着実に実施するとともに、民間の事業機会の拡大による経済成長を実現していくため、 PPP/PFI の推進を図っています。

PPP 協定(Ⅱ)は、PPP/PFIの推進自体に際しても、民間の開催するセミナー等を活用しつつ、 予算以外も含めた行政の資源を活用して民間の取組を後押しすること(=PPP)により、より効果 的かつ効率的な施策の実施を図ることを目的としております。

■協定パートナー(五十音順)

- 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
- · 株式会社静岡銀行
- 株式会社北海道銀行
- ・株式会社 YMFG ZONE プラニング
- ・シダックス株式会社
- 大和リース株式会社
- · NPO 法人全国地域 PFI 協会

(参考:これまでの経緯)

国土交通省では、本年3月、PPP協定(II)を締結するパートナーを公募(平成29年3月16日報道発表)。民間事業者からの応募資料に基づき、上記パートナーを選定。

■協定期間

· 平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日

■協定内容

別紙をご参照ください。

(その他)

・協定パートナーとの取組や今後の予定については、以下 HP にて掲載していきます。
URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_tk1_000012.html

【 問い合わせ先 】

国土交通省 総合政策局 官民連携政策課 三宅、舟橋

TEL: 03-5253-8111 (内線 26-522、26-523)、03-5253-8981 (直通) FAX: 03-5253-1548 E-mail: kanmin_renkei Σ mlit.go.jp (メール送付の際は「Σ」を「@」に変えてください。)

別紙

1. 名称

「PPP (Public-Private-Partnership) 協定 (II)」

2. 目的

PPP/PFIの推進に当たって、民間の開催するセミナー等を活用しつつ、予算以外も含めた行政の資源を活用して民間の取組を後押しすること(=PPP)により、より効果的かつ効率的な施策の実施を図ること。

3. 協定の内容

- (1) 当課がパートナーに求めるもの
- ①セミナーについて
 - A 以下の基準を満たす PPP/PFI に関するセミナーを年4回(四半期に1回)以上開催すること
 - ・都道府県単位など広域的な開催を基本とすること
 - ・PPP/PFIの一般論や、知識習得のための基礎講座等も含めたものとすること
 - ・参加者が、無償で参加できるものとすること
 - B 参加地方公共団体等からの相談体制を整えること(必要に応じてセミナー開催後に個別相談会を 実施すること)
 - C ブロックプラットフォームに参画していない自治体の参画に努めること
 - D セミナーに関する情報(セミナー資料、参加者、質疑内容等)を当課と共有し、資料及び質疑内容等については原則公表可とすること(個人情報等は非公表とする)
 - E セミナー参加者に対し、別途定めるアンケートを実施し、提出すること

②その他

- A 国土交通省が開催する地域ブロックプラットフォーム等との連携に協力すること
- B 求めに応じ、国土交通省関係のセミナー開催など必要な情報の広報や国土交通省が実施するアンケート等に協力すること
- (2) パートナーに当課が提供できるもの
- ①パートナーが開催するセミナー等において、後援・講演等の協力をすること
- ②パートナーが開催するセミナーについて、地方公共団体への情報提供の協力をすること
- ③求めに応じ、内閣府等関係府省庁、地方公共団体等に対し、パートナーが開催するセミナーにおける 講演等を依頼すること (講演者に対して、交通費自己負担についてまで、当方から依頼するものでは ありません)
- ④パートナーにおいて利用できるよう当課の最新の講演資料を、リアルタイムで提供すること
- ⑤ 当課ホームページでの告知等、セミナー広報活動を行うこと
- (3) その他
- ①官民対話を通じて、更なる連携方策について模索すること
- ②パートナーが、反社会的勢力ではないこと

4. 協定期間

平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日

5. 留意事項

協定に係る費用については、各者で負担して頂きます。(国土交通省から、パートナーに費用を支払うことは致しません。)

高速道路の暫定二車線について

〇我が国の高速道路は約3割が暫定二車線であり国際的にも稀な構造。

うち暫定二車線 2,579km(約3割) 開通済 9,363km 高規格幹線道路(有料)における状況(H29.3現在):

く難題く

対面通行の走行性

O四車線以上の区間と比較して、 規制速度が低い

〇追越が出来ないため、低速車両 がいると、全体として速度低下



対面通行の安全性・信頼性

〇災害発生時、暫定二車線では 復旧工事時に通行止又は片側 走行速度が低下するとともに 交互通行が必要 〇暫定二車線区間では、一度事故 が発生すると重大事故となる

になるとともに、路肩排雪のため 〇大雪時には、狭隘な道路空間

に通行止が必要

大調への対応

大規模災害時の対応



上信越道(妙高高原~中郷)

<東日本大震災時の復旧工事>

0.61

約4倍,

0.30



一般道路

高速道路 高速道路 4車線以上 暫定2車線

高速道路:高速自動車国道(有料)(H25) 一般道路:H25

<対紙の方向性>

四車線化、付加車線設置

〇四車線化の機動的な対応

(高速自動車国道法施行令(政令)改正 H27/11/18 公布・施行) 〇交通状況をデータで把握し、付加車線を設置、

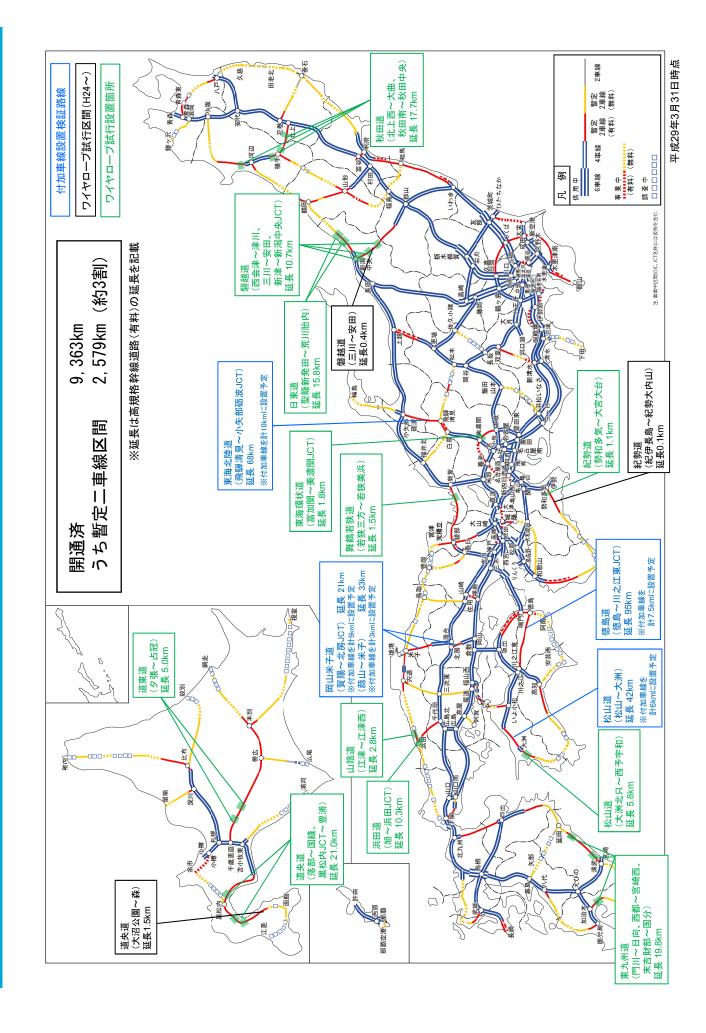


正面衝突事故防止対策

〇正面衝突事故防止対策として、ワイヤロープの設置検証を 全国約100kmだ実施







道路分野におけるコンセッション方式の導入

道路整備特別措置法の考え方

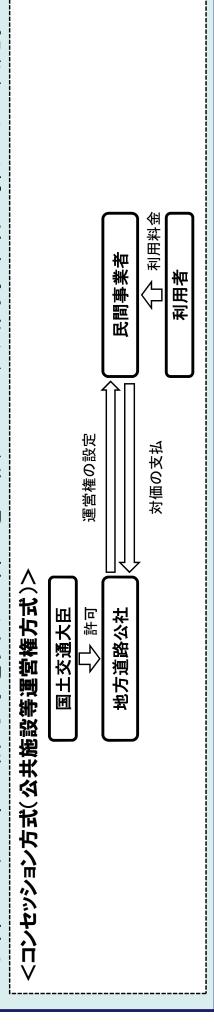
- 〇建設された道路は無料で一般交通の用に供される「無料公開の原則」
- O一方で、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその 返済に充てる有料道路制度を規定するとともに、料金の徴収主体を高速道路会社、 方道路公社等に限定。

改正構造改革特別区域法 平成27年7月8日成立 8月3日施行

構造改革特区制度による道路整備特別措置法の特例措置

【特例措置のポイソト】

- 〇地方道路公社が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受 させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化。
- 民間事業者が弾力的に決定。 〇料金は、公社が許可等を受けた料金を上限として、



公社と道路運営権者の役割分担

(運営権)

(所有権)

地方道路公社

運営権実施契約 運営権の付与 運営権対価

道路運営権者 (民間事業者)

- 〇維持•修繕
- 〇料金徴収(料金収入の帰属)

〇災害復旧

の業務

〇公権力行使等に該当する道路管理権限

〇運営権対価による建設費等の償還

〇資産・負債の管理

○運営権者に対するモニタリング機能

《役割》

- ・道路管理者権限のうち公権力行使等 に該当しないものを代行
- (上記に加え)
- 〇利便性向上のための施設整備 (大規模更新、IC等)
- ※地方道路公社が国から許可を受け た事業内容

《役割》

運営権対価のイメージ

維持管理費用 公社が行う 運営権者が 収受する利用料金 坛入 道路運営権者 新設・改築費用の償還 運営権対価 道路運営権 者が行う 維持管理 の額 費用 費用 **<コンセッション>** ΛII 占用料収入 運用益収入 等 運営権対価 施前に徴収し セッション実 た料金収入 公社がコン 占用料収入等 坛入 の額 公社 VII 新設・改築 費用の償還 維持管理 費用 公社が行う 運営権対価の額 + 公社がコンセッション実施前 + に徴収した料金収入 費用 占用料収入 等 料金収入 坛入 く公社による運営> 公社 新設・改築 費用の償還 維持管理 費用 費用

愛知県道路公社におけるコンセッション制度の導入

整響

愛知県から、有料道路分野に民間企業が参入できる特別の措置を求める構造改革特区提案	冓造改革特区推進本部(本部長:内閣総理大臣)決定 「民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者 に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。」	!) >き早期に法制上の措置を講ずる	¥道路の運営を可能とする 構造改革特別区域法一部改正法 成立 (8月3日施行)	指定	知県国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域計画を策定・申請(9月9日認定)	実施方針の公表 (運営権対価:1,219.77億円以上)	募集要項の公表	〇優先交渉権者:「前田グループ」ルキへ業・並用達売・業件は今は	1、双止来:町田建設工来体込まれ 構成企業:森トラスト株式会社、大和ハウス工業株式会社、	大和リース株式会社、セントラルハイウェイ株式会社 連携企業:Macquarie Corporate Holdings Limited	〇運営権対価:1,377.00億円 (うち一時金150.00億円)
愛知県から、有料道路分野に	構造改革特区推進本部(本部長:内 「民間事業者による公社管理有料道路の に料金徴収権限を付与する等の道路	日本再興戦略(改訂)(閣議決定) 構造改革特区推進本部決定に基づき早期に法制上の措置を講ずる	民間事業者による公社管理有料道目	愛知県が国家戦略特別区域に指定	愛知県国家戦略特別区域会鶦	愛知県においてPFI法に基づく実施	愛知県においてPFI法に基づく募集	優先交渉権者の決定	基本協定締結	民間事業者との契約締結	民間事業者による運営開始
H24.2	H26.5	H26.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10.13	H27.11.16	H28. 6 24	H28. 7.29	H28. 8.31	H28.10.1

愛知県道路公社におけるコンセッションの概要

88	のでなり、 第日 X 画 型 日 及 の I I I I I I I I I I I I I I I I I I	瀬戸道路 が猿投グリーン(つ衣浦豊	H	N N	知多半島道路 20.9 S45.7 南知多道路 19.6 S45.2	③ 知多横断道路8.5S56.4.1~ H58.3.31④ 中部国際空港連絡道路2.1H17.1.30~ H58.3.31⑤ 太浦トンホル1.7S48.8.1~ H41.11.29⑥ 猿投グリーンロード13.1S47.4.1~ H41.6.22	(7) 本浦豊田道路 4.3 H16.3.6 ~ H46.3.5 (8) 名古屋瀬戸道路 2.3 H16.11.27 ~ H56.11.26 全体 72.5 S45.3.1 ~ H58.3.31
	愛知県道路公社が管理する8路線(右図参照)	① 対象路線の維持管理・運営業務② 改築業務(知多4路線)③ 附帯事業及び任意事業	愛知道路コンセッション株式会社 (参考)優先交渉権者「前田グループ」 代表企業:前田建設工業株式会社 構成企業:森トラスト株式会社、大和ハウス工業株式会社、 大和リース株式会社、セントラルハイウェイ株式会社	(参考)公社予定最低価 1,377.0億円(税抜) 1,219.77億円(税抜) うち一時金 150.0億円(税抜) うち一時金 150.0億円(税抜)	平成28年10月1日~料金徴収期間満了まで(最大約30年)	愛知県道路公社の公社管理道路運営事業は、近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携し、当該道路の利便増進を図るとともに、民間事業者の創音工まによる低廉で良質な利用者サービスの提供	もお道路の利便性の向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出、効率的な管理運営の実現、確実な債務の償還を図ることを目的とする。
発注者	対象路線	事業内容	早 料 河 画 20	運営権対価(8路線合計)	事業期間		幸 後

平成28年6月24日 (金)

愛知県道路公社

総務部総務課 林、武田

県庁内線 4987・4988

電 話 052-961-1621

愛知県建設部道路維持課

有料道路コンセッション推進室

コンセッション推進・公社管理グループ

担 当 小島、坂野

内線 2711・2691

タイヤルイン 052-954-6537

愛知県有料道路運営等事業(有料道路コンセッション)の 優先交渉権者の選定について

愛知県道路公社は、愛知県有料道路運営等事業の優先交渉権者の選定について、愛知県有料道路運営等事業に関する民間事業者選定委員会から答申を受け、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり選定しましたので、PFI法第11条第1項の規定に基づき、客観的な評価の結果を別添のとおり公表します。

訂

優先交渉権者

「前田グループ」

代表企業:前田建設工業株式会社

構成企業:森トラスト株式会社

大和ハウス工業株式会社

大和リース株式会社

セントラルハイウェイ株式会社

連携企業: Macquarie Corporate Holdings Limited

≪提案のポイント≫

- ◎目的・理念:確実な道路運営と地域活性化
 - ・道路事業の確実な運営を前提とした上で、創意工夫による低廉で良質なサービスの提供と沿線開発を含めた地域経済の活性化を推進する。
 - ・運営権対価の最大化、利用料金の低廉化、運営事業者の経営の安定化という「三方よし」を実現する。
- ◎道路の安全性確保:基本方針「何よりも利用者に安全・安心を提供」
 - ・ITの活用、新技術の導入や交通事故の未然防止等に積極的に取り組み、「道路インフラの保全」と「交通流の適正化」の双方を実現する。
- ◎附帯事業(各パーキングエリア)における地域活性化
 - ・各PAで「地域情報の提供」や「地域が参画・出店しやすい運営」を始め

とした6つの「しかけ」により、地域資源の魅力活用と地域連携により地域を体感・発信する場を 提供する。

- ・具体的には、情報発信をメインとする施設の増設、地域産業や文化を体験 するための物販施設や飲食施設の設置、季節マルシェの運営等に取り組む。◎任意事業(道路 区域外)における地域活性化
 - ・阿久比上りPAに連結し、観光・交流の核となる大型商業リゾート施設「愛知多の大地」の整備。
 - ・20 1 9年に中部臨空都市に整備される国際展示場の計画地内にインター ナショナルブランドホテルの誘致。
 - ・地域産業(酪農)と連携した「バイオガス発電事業」の実施。

≪提案された運営権対価の額≫

1, 377. 00億円(税抜)

うち一時金

150. 00億円(税抜)

※ なお、優先交渉権者と基本協定及び実施契約の締結に至らない場合における次 点交渉権者として、「オリックス・経営共創基盤・ヴァンシハイウェイコンソー シアム」を選定しました。

参考: 今後のスケジュール (予定)

平成28年 7月頃 基本協定の締結、運営権の設定及び公表

平成28年 8月頃 実施契約の締結及び公表

平成28年10月頃 事業の開始

≪添付資料≫

資料1愛知県有料道路運営等事業優先交渉権者選定結果(愛知県道路公社)

資料2参考資料:優先交渉権者「前田グループ」の提案概要

資料3参考資料:愛知県有料道路運営等事業審査報告(愛知県有料道路運営等事業に関する民間事業者選定委員会)

民間施設に直結する専用インターチェンジ(仮称)について

高速道路を活用した企業活動の支援により経済の活性化を図る 田

高速道路と近傍の民間施設を直結するインターチェンジを民間企業の発意と 区 O

負担により整備する制度

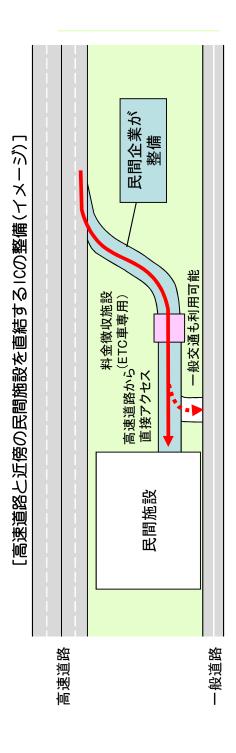
民間施設の例:大規模商業施設、工業団地、物流施設等

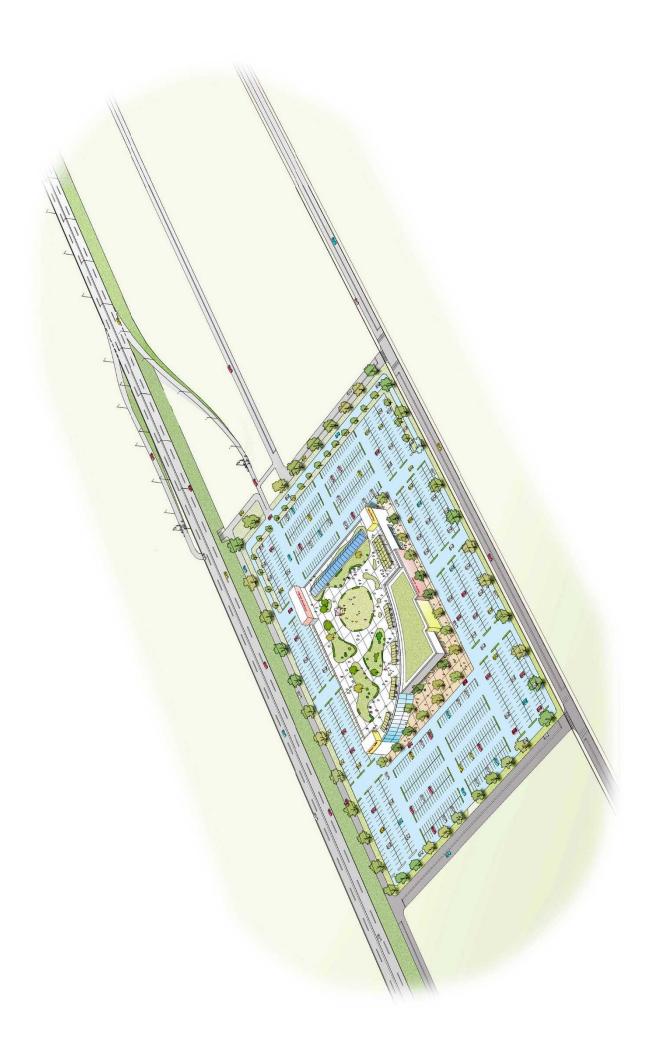
運用形態 : ETC車限定 ハーフIC・1/4ICも可

手続き・自治体のまちづくり計画への位置づけ

高速道路会社との事前協議

スケジュール : 平成29年度より制度の運用を開始予定





無電柱化に向けた最近の取組について



(米)

目的

理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の 基子 災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化(※)の推進に関| 国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献

電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線(電柱によって支持されるものに限る。以下同じ。)の道路上における 設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう **%**

基本理念

- 国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進
 - 国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
- 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

国の責務等

(3~6条)

:無電柱化に関する施策を策定•実施:地域の状況に応じた施策を策定•実施 2. 地方公共団体

技術開発 道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、

電柱化への理解と関心を深め、施策に協力 事業者 出 \square

ന

無電柱化推進計画(国土交通大臣)

(総務大臣•経済産業大臣等関係行政機関と協議、電気事業者•電気通信事業者 基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表 見を聴取)

都道府県•市町村無電柱化推進計

都道府県•市町村の無電柱化推進計画の策定•公表(努力義務) (電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

公布•施行:平成28年12月16日(附則1項)

※

無電柱化の推進に関する施策

(2条)

(9~15条)

- 1. 広報活動•啓発活動
- 無電柱化の日 (11月10日 $\vec{\circ}$
- 国•地方公共団体による必要な道路占用の禁止•制限等の 判別 ო
- 道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これ らの事業の 状況を 踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新 設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施 4
- 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成 果の普及 <u>ى</u>

(7条)

- 無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業 者等は相互 に連携•協力 ဖွဲ
- 7.政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の 措置を実施

(8祭)

※

無電柱化の費用の負担の在り方等について規定 (附則2項)

無電柱化推進のあり方検討委員会

日時:平成29年1月26日(木)10:00~12:00

議題:(1)無電柱化の現状について

第一

(2)主な検討の観点について

(3)検討の進め方について

日時:平成29年2月27日(月)15:00~17:00

議題:関係者からのヒアリング

· 金沢市

第2回

·NPO法人 電線のない街づくり支援ネットワーク

·(株)JTB総合研究所 中根主席研究官

·電力事業連合会

日時:平成29年3月14日(火)15:15~17:15

27

議題:関係者からのヒアリング

・無電柱化を推進する市区町村長の会

·NPO法人 日本こどもの安全教育総合研究所

第3回

·公益財団法人 日本財団

·日本電信電話(株)

日時:平成29年4月21日(金)10:00~12:00

議題:(1)関係者からのヒアリング

・一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

·芦犀市

第4回

(2)海外の無電柱化の状況について

(3)無電柱化の歴史について

(4)委員意見・ヒアリングの概要等(案)について

(5)今後の進め方について

く委員長〉 屋井 鉄雄

: 鉄雄 東京工業大学 副学長

、ナーミナス 環境・社会理工学院 教技

〈茶買〉

葉 正一 日本大学 生産工学部 教授

:光一 日本大学 理工学部 教授

池上 三喜子 (公財)市民防災研究所 理事

久保田 尚 埼玉大学大学院 理工学研究科 教授

鈴置 保雄 一愛知工業大学 工学部 教授

二村 真理子 東京女子大学 現代教養学部 教授

一门 医生马 无尔人马尔马克克英马斯克达 松原 隆一郎 東京大学大学院 総合文化研究科 教授

| 「46次「46」が、木がく十八十別、窓口へに別った| | 山内 弘隆 - 一橋大学大学院 商学研究科 教授 山本 隆司 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授

(敬称略、五十音順)





低コスト手法の取組状況

管路の浅層埋設

現行より浅い位置に埋設



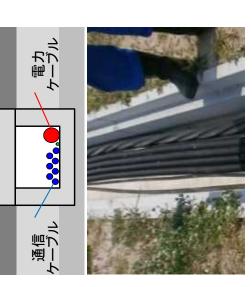
管路の事例(国内)

- •浅層埋設基準を緩和
 - (平成28年4月施行)

全国展開を図るための「道路の無 電柱化低コスト手法導入の手引き (案)]を作成(平成29年3月発出)

小型ボックス活用埋設

小型化したボックス内に ケーブルを埋設



小型ボックスの事例

- モデル施工(平成28年度~)
- 電力ケーブルと通信ケーブルの離 隔距離基準を改定(平成28年9月 插作)
- 全国展開を図るための「道路の無 電柱化低コスト手法導入の手引き [案]]を作成(平成29年3月発出)

直接埋設

ケーブルを地中に直接埋設



直接埋設の事例(パリ)

- ・直接埋設方式導入に向けた課題 のとりまとめ(平成27年12月
- ・直接埋設用ケーブル調査、舗装へ の影響調査(平成28年度
- ・モデル施工に着手 (平成29年度予定)

37条に基づく電柱の新設を禁止する措置の実施等

〇平成27年度に告示(直轄のみ)

光的色田中	区域指定時期	定時期	対象道路	
直的官评自	告示	制限開始	道路の種類	延長
国土交通省	H28.2~H28.3	H28.4.1	ほぼ全線	約20,000km

〇平成28年度に告示(地方公共団体:9団体)

)	コン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	こうしょう かんしょう ロース・ロース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· · ·	
	治吃色田耂	区域指定時期	定時期	対象道路	
	国的官评自	告示	制限開始	道路の種類	延長
	山形県	H29.3.14	H29.4.1	緊急輸送道路(一部)	100.8km
	埼玉県	H29.2.17	H29.4.1	緊急輸送道路(全線)	約1,100km
29	静岡県	H29.3.14	H29.3.31	緊急輸送道路(有料道路を除く全線)	約1,100km
	滋賀県	H29.3.31	H29.4.1	緊急輸送道路(一部)	約75km
	大阪府	H29.3.28	H29.4.1	広域緊急交通路<緊急輸送道路>(一部)	养 匀180km
	兵庫県	H29.3.17	H29.4.1	緊急輸送道路(全線)	4 约1,400km
	熊本県	H29.3.17	H29.4.1	緊急輸送道路(全線)	4 约1,530km
	横浜市	H29.3.15	H29.4.1	緊急輸送道路(一部) 今後緊急輸送道路に指定が行われる予定の新設道路(一部)	約220km
	熊本市	H29.3.15	H29.4.1	緊急輸送道路(全線)	119.4km

〇平成29年度に告示予定(地方公共団体:1団体)(H29.4時点)

約5,825km

如羋

対象道路	延長	約2,200km
	道路の種類	都道全線(うち、緊急輸送道路 1,275km)
区域指定時期	制限開始	H29年度
	告示	H29年度
道路管理者		東京都

自転車活用推進法の概要

目的•基本理念

基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項 を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自 転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること

基本理念>

- 物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において 自転車による交通が、二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす 機動的であるといつ等の特性を有すること
 - 自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び 交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすこと
 - 交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること
 - **交通の安全の確保が図られること**

め国等の責務

- 国は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関する施策を総合 的かつ計画的に策定、実施する
- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関し、国 との適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施策を策定、 実施する
 - 国・地方公共団体は、情報の提供等を通じて、基本理念に関する国 民・住民の理解を深め、かつその協力を得るよう努める

公共交通関係事業者の責務等

- 自転車と公共交通機関との連携の促進等に努め、国・地方公共団体 が実施する自転車活用の推進に関する施策に協力するよう努める
 - 基本理念の実現に向けて相互に連携を図りながら協力するよう努 国、地方公共団体、公共交通関係事業者、住民その他の関係者は、

基本方針

(1•2条)

(8祭)

®交通安全に係 (4)観光旅客の来訪の促進そ (1)自転車と公 ⑤高い安全性を備えた良質な自転車の供給体 ⑫災害時の自転車の有効活用体制の整 ⑥自転車安全に寄与する人材の育成及び資質の向上 ③シェアサイクル施設の整備 ③自転車活用による国民の健康の保持増進 等の施策を重点的に検討・実施する る教育及び啓発 ③自転車活用による国民の健康の保護教育等における自転車活用による青少年の体力の向上共交通機関との連携の促進 ②災害時の自転車の有効備 ③自転車を活用した国際交流の促進 ④観光旅客(情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化 ①白転車専用道路・白転車専用通行帯等の整備 時間制限駐車区間の指定見直し の他の地域活性化の支援 転車競技施設の整備

自転車活用推進計画

(9~11米)

置等を定めた自転車活用推進計画を閣議決定で定め、国会に報告 基本方針に即し、目標及び講ずべき必要な法制上・財政上の 政府は、 9 10 亞

(3•4条)

都道府県、市区町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を 定めるよう努める

自転車活用推進本部

(12•13条)

国土交通省に自転車活用推進本部を置き、本部長は国土交通大臣、本部 員は関係閣僚をもって充てる(併せて国土交通省設置法の一部改正(附 則5条)、

その街

(5~7条)

- 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする(14条)
- 自転車活用推進を担う行政機関の在り方について等の検討(附則2・3
- 市区町村道に加え、国道及び都道府県道についても自転車専用道路 等を設置するよう努める旨の自転車道の整備等に関する法律の一部 改正(附則4条)

施行期日:公布の日(平成28年12月16日)から6月以内で政令で定める日(附則1条)

自転車の活用の推進に関する業務の基本方針について

平成 29 年 3 月 17 日 閣 議 決 定

自転車の活用の一層の推進を図るため、国土交通省において自転車の活用の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、同省において本業務に取り組むに当たり、内閣法(昭和22年法律第5号)第12条第2項第2号に規定する基本的な方針として本基本方針を定める。

1. 基本的な方針

自転車は、二酸化炭素などの環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しない交通手段であり、また、自転車による交通は、災害時の移動・輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものである。このため、環境、交通、健康等が重要な課題となっている我が国において、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となっている。

また、自転車の活用の一層の推進を図るためには、自転車専用道路等の整備、 自転車の活用による国民の健康の保持増進、自転車と公共交通機関との連携の 促進、災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備など、様々な分野に おける取組を総合的かつ計画的に進めることが必要である。

自転車の活用の推進については、これまでも各府省庁において、必要な協力の下、それぞれ取組を行ってきたが、平成28年12月に自転車活用推進法(平成28年法律第113号)が成立し、関係閣僚により構成される自転車活用推進本部が国土交通省に置かれることとされ、同本部において、自転車活用推進計画の案の作成、実施の推進などの事務を実施することとされたところである。これを踏まえ、同法の施行以降は、国土交通省において、自転車の活用の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、関係府省庁の緊密な連携、協力の下、政府全体で自転車の活用の推進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組むこととする。

2. 1. に基づき行う事務の内容と関係府省庁

1. の基本的な方針に基づき、関係府省庁においては、以下のとおり事務を分担し、相互に緊密な連携を取りつつ、一体的かつ効率的に自転車の活用の推進に取り組むものとする。

- (1) 国土交通省は、道路局において、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、自転車活用推進本部を開催するなどしつつ、国土交通省設置法(平成11年法律第100号)第4条第2項に基づき自転車の活用の推進に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整(以下「総合調整等」という。)を行うとともに、関連する所掌事務に当たることとする。また、他の部局においても、関連する所掌事務に当たることとする。上記のため、国土交通省組織令(平成12年政令第255号)について、所要の改正を検討する。
- (2) 国土交通省以外の関係府省庁は、(1) の総合調整等に係る事務の実施 に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、自転車 の活用の推進に関連する所掌事務に当たることとする。

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 29 年 4 月 25 日 道 路 局 総 務 課 環境安全課

自転車活用推進本部の発足及び本部事務局の設置について

平成29年5月1日に自転車活用推進法(平成28年法律第113号)が施行され、「自転車活用推進本部」が発足します。

また、同法の施行にあわせて、同本部の事務を処理するため、道路局に「自転車活用推進本部事務局」を設置します。

1. 自転車活用推進本部及び本部事務局の設置について

自転車活用推進法では、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進など を図るため、国土交通省に「自転車活用推進本部」(本部長:国土交通大臣、本部員:関係閣僚)を置くこととされています。

平成29年5月1日、同法が施行され、「自転車活用推進本部」が発足するとともに、道路局に、同本部の事務を処理する「自転車活用推進本部事務局」を設置します。

(事務局の体制)

事務局長 (道路局長)

事務局長代理(官房審議官(道路局担当))

事務局次長 (道路局参事官及び内閣府、警察庁、総務省、文科省、厚労省、経産省、環境 省課長級の併任者)

ほか

2.「自転車活用推進本部事務局」看板掛けについて

「自転車活用推進本部事務局」の設置に伴い、以下のとおり国土交通大臣が自転車活用推進本部事務局の看板掛けを行います。

- (日 時) 平成29年5月1日(月)13:15~
- (場 所) 中央合同庁舎3号館1階120室前(事務局前)
- (取 材) 報道関係者に限り、カメラ撮りが可能です。ご希望の方は、4月26日(水)17 時までに、会社名、氏名、取材人数、連絡先を、以下の登録先までメールにより 登録をお願いします。

なお、当日は 13:00 までに、中央合同庁舎 3 号館 1 階エレベーターホールに お集まりください。

【登録先】道路局総務課 関口 mail:sekiguchi-m28f@mlit.go.jp

<お問い合わせ先>

道路局総 務 課 道路政策企画室長 清瀬(内線 37-151)

道路局環境安全課 道路空間活用推進官 奥田(内線 38-103)

代表: 03-5253-8111 直通: 03-5253-8476 (総務課) 03-5253-8497 (環境安全課)

FAX: 03-5253-1616

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成29年4月25日 大臣官房総務課 道路局路政課 環境安全課

自転車活用推進法の施行日の決定及び関係政令の閣議決定について

第192回国会(臨時会)で成立した自転車活用推進法(平成28年法律第113号)の施行日を本年5月1日に決定するとともに、同法の施行を踏まえ、自転車活用推進本部令を制定するほか、国土交通省組織令について所要の改正を行います。

1. 概要

(1) 自転車活用推進法の施行期日を定める政令 [資料1]

自転車活用推進法(別紙参照)の施行期日を平成29年5月1日とします。

(2) 自転車活用推進本部令 [資料2]

自転車活用推進本部長(国土交通大臣)が自転車活用推進本部の事務を総括することとする等、自転車活用推進本部の組織及び運営に関して必要な事項を定めます。

(3) 国土交通省組織令の一部を改正する政令 [資料3]

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

- ①道路局の所掌事務に、以下の2事務を追加
 - 自転車活用推進計画の作成及び推進に関する事務
 - ・自転車の活用の推進に係る総合調整事務
- ②道路局に①の事務を担う「参事官」を設置
- ③その他所要の改正

2. スケジュール

公布日:平成29年4月28日(金)施行日:平成29年5月 1日(月)

問い合わせ先

(1)及び(2)について

道路局路 政 課 企 画 専 門 官 濱﨑 (内線37-332)

環境安全課 道路空間活用推進官 奥田 (内線38-103)

代表: 03-5253-8111 直通: 03-5253-8480 (路政課) 03-5253-8497 (環境安全課)

FAX: 03-5253-1616

(3) について

大臣官房総務課 法 規 第 二 係 長 村田 (内線21-467)

代表: 03-5253-8111 直通: 03-5253-8184 FAX: 03-5253-1523

自転車活用推進法の施行期日を定める政令案要綱

政令策 号

する。

自転車活用推進法の施行期日を定める政令

自転車活用推進法の施行期日は、平成二十九年五月一日とする。

やめいり。

自転車活用推進法(平成二十八年十二月十六日法律第百十三号)の施行期日を、平成二十九年五月一日と

内閣は、自転車活用推進法(平成二十八年法律第百十三号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定

`	\sim
≺	h

	自転車活用推進法の施行期日を定める政令案・参照条文・目次	
) .	自転車活用推進法(平成二十八年十二月十六日法律第百十三号)	

○自転車活用推進法 (平成二十八年十二月十六日法律第百十三号)

目实

第一章 総則 (第一条—第七条)

第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針(第八条)

第三章 自転車活用推進計画等 (第九条—第十一条)

第四章 自転車活用推進本部 (第十二条・第十三条)

第五章 雑型 (第十四条・第十五条)

第一章 総則

(回紀)

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増 進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の 推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進す ることを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないも のであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するもの であるという基本的認識の下に行われなければならない。
- 2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の 緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない
- 3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない
- 4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。
 - (国の責務)
- 第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、 及び実施する責務を有する。
- 2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。
- (地方公共団体の責務) 第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情 に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。 (事業者の直統)
- 第五条 公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施 する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (国民の責務) 第六条 国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものと
- +10°
- (関系者の重筹及び銘力) 第七条 国、地方公共団体、公共交通に関する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図り ながら協力するよう努めるものとする。

第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針

- 第八条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。
- | 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の十四第二項に規定する自 転車専用道路をいう。)、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場(駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。)の整備及び時間制限駐車区間(道路交 通法(昭和三十五年法律第百五号)第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。)の指定の見直し
- 三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備
- 四 自転車続技のための施設の整備
- 五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- 九 自転車の活用による国民の健康の保持増進
- 十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- 十一 自転車と公共交通機関との連携の促進
- 十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備
- 十三 自転車を活用した国際交流の促進
- 十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する 支援
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

第三章 自転車活用推進計画等

第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に 即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画(以

下「自転車活用推進計画」という。)を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

る 政府は、自転車店用権連計画を定めたときは、運需なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(次項

及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。 (卡町村自転車店用推測計画)

第十一条 市町村(特別区を含む。次項において同じ。)は、自転車活用推進計画(都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転

車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計

画(次項において「市町村自転車活用推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 白転車店用推御本部

(設置及び折掌事務)

第十二条 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部(次項及び次条において「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に関する

WHJ40°

(無纖珠)

第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

2 本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

σ 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

1 総務大王

二 文部科学大臣

三 厚生労働大臣

四 铎済室業大豆

五 麋魔大臣

六 内閣官房長官

七 国家公安委員会委員長

八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑引

(自転車の日及び自転車月間)

第十四条 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。 3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨

にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(概) 第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

差 忌

(猪作歷田)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法制上の措置) 第二条 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(坐點)

第三条 攻存は、自転車の運転に関し直路交通安に違文する行為への対芯の任り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる ものとする。

20 欧存は、自転車の運行によって入り生命又は身体が害された場合における損害若償を保障する制度について倹討を加え、その結果に基づいて 必要な措置を講ずるものとする。

(自転車道の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「市町村である」及び「市町村道であって」を削り、同条第二項中「市町村である」を削る。

認識の下に行われなければならないこと。

1 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及 ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災 害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的

二 基本理念 (第二条関係)

画的に推進することを目的とすること。

この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における 交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推 進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する拡策の基本と なる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計

目的 (迷一然緊係)

無一 黎三

自転車活用推進法要縮

第二十九条の二 自転車活用推進本部については、自転車活用推進法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(自転車活用推進本部)

第三章第三節中第二十九条の二を第二十九条の三とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十七条第二項中「小笠原総合事務所」を「/小笠原総合事務所/自転車活用推進本部/」に改める。

の作成及び推進に関すること。

百十七の二 自転車活用推進計画(自転車活用推進法(平成二十八年法律第百十三号)第九条第一項に規定する自転車活用推進計画をいう。)

第四条第一項第百十七号の次に次の一号を加える。

目次中「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。

第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

2

40

の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすること。

国、地方公共団体、公共交通に関する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念

る施策に協力するよう努めるものとすること。

国長に 基本理念についての理解を探め 国文に地方公共団体が実施する自動車の程用の抽通に関す

国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関す

六 国民の責務 (第六条関係)

すること。

七 関係者の連携及び協力

四 地方公共団体の責務

ともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものという。

公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めると「『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『』』』』』

江 事業者の責務 (第五条関係)

その協力を得るよう努めなければならないこと。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、

えて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(海回条||三条||

()器力徐熙深)

得るよう努めなければならないこと。

2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を

- る施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すること。 1 国は、二に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の活用の推進に関す
- 三 国の責務 (第三条関係)
- 4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならないこと。

われなければならないこと。

3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならないこと。

とが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減するこ

- 2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき関議の決定を求めなければならないこと。
- 転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推 進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画(以下「自転車活用推進
- 自転車活用推進計画 (第九条関係) 1.政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第二に定める自
- 第三 自転車活用推進計画等
- ⑮ ①から⑭までに掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

地域の活性化に資するものに対する支援

- ⑭ 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の
- ⑤ 自転車を活用した国際交流の促進
- ② 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備

計画」という。) を定めなければならないこと。

- ① 自転車と公共交通機関との連携の促進

- ◎ 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- ⑤ 自転車の活用による国民の健康の保持増進
- 図 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- ⑤ 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 自転車競技のための施設の整備 \bigoplus
- 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備 (Ω)
- 路外駐車場の整備及び時間制限駐車区間の指定の見直し
- 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路、自転車専用車両通行帯等の整備

る い り り

 (Ω)

(9)

自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとす

第二 自転車の活用の推進に関する基本方針 (策八条関係)

1| 箔篠钵 (無十川条||一条||一次||

活用の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

- ② 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。

なければならないこと。

二 都道府県自転車活用推進計画

定めるよう努めなければならないこと。

るよう数めるものとすること。

三 市町村自転車店用推進計画

う数めるものとすること。

第四 自転車活用推進本部

設置及び所掌事務

- 置くこと。
- 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部(20及び二において「本部」という。)を

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよ

る 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表し

お道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の

推進に関する施策を定めた計画(2及び三1において「都道府県自転車活用推進計画」という。)を

2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表す

1 市町村(特別区を含む。こにおいて同じ。)は、自転車店用推進計画(都道府県自転車店用推進計

画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画)を勘案して、当

数市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(22において「市町村

自転車活用推進計画」という。)を定めるよう努めなければならないこと。

(海十条 関係)

(海十二条點深)

- 2 本部は、次に掲げる事務をつかさどること。 目転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の
- - 土 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織すること。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

一 插行期日 (医則 第 一 条 関 係)

第六 その他

うことができること。

① 総務大臣

② 文部科学大臣

③ 厚生労働大臣

④ 経済産業大臣

⑥ 内閣官房長官

⑤ 国家公安委員会委員長

により、内閣総理大臣が指定する者

⑤ 環境大臣

第五 雑則

1 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月

⊗ ①から⑤までに掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の中出

4 1から3までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めること。

(紙十 四 条 圏 係)

一 自転車の日及び自転車月間

間を設けること。

2 本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てること。

σ 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てること。

2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとすること。

る国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方

公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならな

SNAO®

(第十五条関係)

国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行

43

44

二、法制上の措置 (举則第二条関係)

な法制上の措置を講ずるものとすること。

て、その設置に協力するものとすること。

その他所要の規定を整備すること。

٦Ú°

五 その他

三 検討 (附則第三条関係)

- の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。
- 2 政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度

1 道路管理者は、自転車の通行の安全を確保し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発

達に資するため、自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路を設置するよう努めなければならないこ

2 道路管理者が、河川区域内の土地又は国有林野である土地を利用してこの道路を設置しようとする

場合においては、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内におい

- 四 自転車道の整備等に関する法律の一部攻正 (附則第四条関係)

- について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。
- 1 政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、そ
- 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要

第四条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、自転車活用推進本部長が本部に踏

45

(本部の運営)

第三条 本部の庶務は、国土交通省道路局参事官において処理する。

(無案)

の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料

(資料の提出等の要求)

第一条 自転車活用推進本部長は、自転車活用推進本部(以下「本部」という。)の事務を総括する。

(自転車活用推進本部長)

制定する。

内閣は、自転車店用推進法(平成二十八年法律第百十三号)第十三条第四項の規定に基づき、この政令を

自転車活用推進本部令

政令第 dn

第二 施行期日

(医型関係)

この政令は、自転車活用推進法の施行の日(平成二十九年五月一日) から施行するものとすること。

て定めるものとすること。

(無四条票係)

四 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、自転車活用推進本部長が本部に豁っ

三本部の庶務は、国土交通省道路局参事官において処理するものとすること。 (無川条黙殊)

提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとすること。 ()医二条 图 医)

1| 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の

るとしい。 (無一条関係)

自転車活用推進本部長は、自転車活用推進本部(以下「本部」という。)の事務を総括するものとす

第一 自転車活用推進本部

自転車活用推進本部令案要縮

るからである。

自転車活用推進法の施行に伴い、自転車活用推進本部の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があ

田 田

この政令は、自転車活用推進法の施行の日(平成二十九年五月一日)から施行する。

宝 宝

って定める。

- 4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
- < 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 七 国家公安委員会委員長
- 五 環境大臣 六 内閣官房長官
- 四 経済産業大臣
- 三 厚生労働大臣
- 一 総務大田 二 文部科学大臣
- 3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 2 本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

(無糠铢)

○自転車活用推進法 (平成二十八年法律第百十三号) (抄)

自転車活用推進本部令案 参照条文 目炊

第九条に吹の一号を加える。 六 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策(自転車の活用の推進に係るものに限る。) について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の

48

転車活用推進計画をいう。第百十三条第一号において同じ。)の作成及び推進に関すること。

四 自転車活用推進計画(自転車活用推進法(平成二十八年法律第百十三号)第九条第一項に規定する自

策九条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

第四条第一項第四十四号中「こと」の下に「(道路局の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第三条第一項第六号中「総合政策局」の下に「及び道路局」を加える。

国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

頃の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四

国土交通省組織令の一部を改正する政令

政令第

どの점作やゆいか。 (医型関係)

この政令は、自転車店用推進法(平成二十八年法律第百十三号)の施行の日(平成二十九年五月一日)

第二 施行期日

三 道路局及び同局総務課の所掌事務を変更すること。

三総合政策局及び同局政策課の所掌事務を変更すること。

大臣官房及び大臣官房総務課の所掌事務を変更すること。

(第三条及び第二十五条関係)

(第四条及び第三十八条関係)

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

(第九条及び第百六条関係)

第一 国土交通省組織令の一部改正

四 道路局に参事官を置くこと。

(無四十川≪黙)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

49

第百六条第一号中「こと」の下に「(参事官の所掌に属するものを徐く。)」を加える。

第百十条を削り、第百十一条を第百十条とし、第百十二条を第百十一条とし、第百十三条を第百十二条と

(参事官の職務)

宝 宝

ら 植行する。

第百十三条 参事官は、汝に掲げる事務をつかさどる。

- - → 自転車活用推進計画の作成及び推進に関すること。

について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の

この政令は、自転車活用推進法(平成二十八年法律第百十三号)の施行の日(平成二十九年五月一日)か

- 二 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策(自転車の活用の推進に係るものに限る。)

統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

附則第十八条中「第百十二条各号」を「第百十一条各号」に改める。

- し、第一章第二節第三款第七目中同条の次に次の一条を加える。
- 第三十八条第四号中「こと」の下に「(道路局の所掌に属するものを除く。)」を加える。 第百五条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「七課」の下に「及び参事官一人」を加える。
- 第二十五条第四号中「総合政策局」の下に「及び道路局」を加える。
- 統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

型 田
自転車活用推進法の施行に伴い、自転車活用推進計画の作成及び推進等に関する事務を道路局の所掌事務
に追加するとともに、新たに道路局に参事官を置く必要があるからである。
国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
○ 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)

为 出 殊	职 作
2 (略) 七~三十 (略) 女策局 <mark>及び道路局の所掌に属するものを除く。)。</mark> 大 国土交通省の所掌事務に関する総合調整に関すること(総合一~五 (略) 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 (略) 七~三十 (略) 女策局の所掌に属するものを除く。)。 大 国土交通省の所掌事務に関する総合調整に関すること(総合一~五 (略) 「~五 (略) 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 (大臣官房の所筆事務)
。)。 りに総合調整に関すること (道路局の所掌に属するものを除く 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並 策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、 の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政 四十四 国土交通省設置法(以下「法」という。)第三条第一項 1~四十三 (略) 第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。	びに総合調整に関すること。 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並策に関して関議において決定された基本的な方針に基づいて、の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政団十四 国土交通省設置法(以下「法」という。)第三条第一項一(四十三 (略) 第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。 統合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。
0 (磊) 日十H (磊)	0 (2a) 日十月 (2a)
う。第百十三条第一号において同じ。)の作成及び推進に関す第百十三号)第九条第一項に規定する自転車活用推進計画をい四 自転車活用推進計画(自転車活用推進法(平成二十八年法律二~三 (略)第九条 道路局は、次に掲げる事務をつかさどる。(道路局の所掌事務)	(新設) 一~三 (略) 第九条 道路局は、次に掲げる事務をつかさどる。 (道路局の所掌事務)

のいわ。 大 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策(自国 転車の活用の推進に係るものに限る。)について、当該重要政

行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、

(総務課の所掌事務)

政策局及び道路局の所掌に属するものを除く。)。

H~十 (器)

(政策課の所掌事務)

|~||| (空)

四 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策につ いて、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な 方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要とな る企画及び立案並びに総合調整に関すること(道路局の所掌に

属するものを除く。)

(道路局に置く課等)

第百五条 道路局に、次の七課及び参事官一人を置く。

総務課

路政課

国道・防災課

囯 (盤)

(総務課の所掌事務)

(政策課の所掌事務)

|~||| (盤)

内~十 (器)

| ~||| (2000年)

第二十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第三十八条 政策課は、汝に掲げる事務をつかさどる。

る企画及び立案並びに総合調整に関すること。

四 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策につ

いて、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な

方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要とな

政策局の所掌に属するものを除く。)。

びに総合調整に関すること。

第二十五条 総務課は、汝に掲げる事務をつかさどる。

| ~|1| (盤)

四 国土交通省の所掌事務に関する総合調整に関すること(総合 四 国土交通省の所掌事務に関する総合調整に関すること(総合

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

道路交通管理課

企画課

国道・防災課

(道路局に置く課)

第百五条 道路局に、次の七課を置く。

総答罪

路政課 道路交通管理課

企画課

ı
c

高速道路課壞晚安全課	高速道路課廣端安全課
~十一 (略) 所掌に属するものを除く。)。 道路局の所掌事務に関する総合調整に関すること (参事官の第章事務に関ける事務をつかさどる。 (総務課の所掌事務)	二~十一 (略) 一 道路局の所掌事務に関する総合調整に関すること。第百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (総務課の所掌事務)
(然 四 十 然 三 强
<u>継 四 十 米 ~ 継 四 十 川 休</u> (7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<u>終四十一≪~継四十川條</u> (磊)
びに総合調整に関すること。 「下政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、転車の活用の推進に係るものに限る。)について、当該重要政 「 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策(自自転車活用推進計画の作成及び推進に関すること。 第百十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。	(叛訟)
(略) げる事務をつかさどる。 が、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲第十八条 道路局環境安全課は、第百十一条各号に掲げる事務のほ(道路局環境安全課の所掌事務の特例) 附 則	(略) げる事務をつかさどる。 か、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に埋第十八条、道路局環境安全課は、第百十二条各号に掲げる事務のは、「道路局環境安全課の所掌事務の特例) 附 則

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文 目汰

○ 国土交通省設置法 (平成十一年法律第百号) (抄)
 ○ 自転車活用推進法 (平成二十八年法律第百十三号) (抄)
 ○ 国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号) (抄)
 ○ 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) (抄)

○国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号) (沙)

) 無力殊 (器)

ひ・8 (盤)

- 4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 5 庁、官房、周及び都(その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの(以下「実施庁」という。)並び にこれに置かれる官房及び都を除く。)には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令 でこれを定める。

の~∞ (盤)

(内部部局の職)

第11十1 株

ひ・の (魯)

4 官房、周若しくは部(実施庁に置かれる官房及び部を除く。)又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課(課に 準ずる室を含む。)の所準に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの 設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁(実施庁を除く。)にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とす ю°°

い (盤)

○ 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)

(大臣官房の所掌事務)

| ~| (盤)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

大 国土交通省の所掌事務に関する総合調整に関すること(総合政策局の所掌に属するものを除く。)。

公 (2)

+111~4

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

|~目十11| (盤)

四十四 国土交通省設置法(以下「法」という。)第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して関議 において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(道路局の所掌事務)

日十月 (盤) 23 (器)

第九条 道路局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路の整備、利用、保全その他の管理(これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。)に関すること(災害復旧事業の指導のうち工 事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び助成に関することを除く。)
- 二 有料道路に関する事業に関すること。
- 三 軌道法(大正十年法律第七十六号)第五条の規定による工事施行の認可、同法第七条の規定による工事の着手及びしゅん工の期間の指定並
- びに同法第八条の規定による工事の執行に関すること。 四 地方公共団体等からの委託に基づき、第一号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(総務課の所掌事務)

第二十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

| ~||| (盤)

四 国土交通省の所掌事務に関する総合調整に関すること(総合政策局の所掌に属するものを除く。)。

H~十 (器)

(政策課の所掌事務)

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

| ~||| (盤)

四 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(道路局に置く課)

第百五条 道路局に、炊の七課を置く。

総務課

路灾课

道路交通管理課

企画課

国道·防災課

康遠安全課

高速道路課

(総務課の所掌事務)

第百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

11~十1 (空)

港四十条 聖孫

(国道・防災課の所掌事務)

第百十一条 国道・防災課は、炊に掲げる事務をつかさどる。

- − 高速自動車国道(国がその整備を行うものに限る。)及び一般国道の整備及び保全(徐雪を含む。)に関すること(高速自動車国道法(昭 和三十二年法律第七十九号)第五条第一項及び第三項に規定する整備計画の企画及び立案、災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの
 - 並びに災害復旧事業の監督及び助成に関すること並びに他課の所掌に属するものを除く。)。
- 二 道路の防災及び保全(除雪を含む。)に関する企画及び立案に関すること。
- 三 地方公共団体等からの委託に基づき、第九条第一号(一般国道に係るものに限る。)に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計 若しくは工事管理を行うこと。

(環境女全課の 所掌事務)

- 第百十二条 環境安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - | 道路の整備等に関する事務のうち、環境対策及び交通安全対策の企画及び立案に関すること。
 - 二 高速自動車国道(国がその整備を行うものに限る。)及び一般国道の整備及び保全(除雪を含む。)に関する事務のうち、環境対策及び交
 - 通安全対策に関すること(道路交通管理課の所掌に属するものを除く。)。 三 都道府県道及び市町村道並びに北海道の開発道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関すること(災害復旧事業の指導のうち工事の指導以
 - 外のもの、災害復旧事業の監督及び助成に関すること並びに路政課及び道路交通管理課の所掌に属するものを除く。)、
- 四 豪雪地帯対策特別措置法第十四条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
- 五 幹線道路の沿道の鐵龍に関する法律(昭和五十五年法集三十四号)の超行に関すること(沿道地区計画及び沿道鐵龍権利移転等民連計画
- に除るもの並びに路攻踝の所掌に属するものを徐く。)。

大 地方公共団体等からの委託に基づき、第九条第一号(都道府県道及び市町村道(国がその整備又は保全を行うものに限る。)並びに北海道 の開発道路に係るものに限る。)に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(高速道路課の所掌事務)

- 第百十三条 高速道路課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 高速道路(高速道路朱式会社法(平式平法事業九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。)の整備の手法の企画及び立案に
 - 二一 地方道路公社の定款の認可に関する事務のうち道路の整備に関する基本計画の審査に関すること並びに地方道路公社の予算、事業計画及び
 - 資金計画に関する指導に関すること。 三 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の規定による建設協定又は管理協定の認可に関する事務のうち、技術的審査に関すること。

 - 四 国土開発幹線自動車道の建設線の基本計画に関すること。
 - 五 高速自動車国道の整備、利用、保全その他の管理に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
 - 大 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)の規定による業務実施計画の認可に関する事務のうち、技術的 審査に関すること。
 - 七 有料道路に関する事業に関すること。

安 忌

(道路局環境安全課の所掌事務の特例)

第十八条 道路局環境安全課は、第百十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつ かなどる。

	- 海悠	
平成三十年三月三十一日	すること。 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第三十四条の二の三第二項の規定による道路の指定に関	
	及び第二条第二項第一号の規定による道路の指定に関すること。 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)第一条第一項	
平成三十七年三月三十一日	半島振興法第十条の規定による道路の指定に関すること。	

○自転車活用推進法 (平成二十八年法律第百十三号) (抄)

(自転車活用推進計画)

下「自転車活用推進計画」という。) を定めなければならない。即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関う講が、き必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画(以第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に

ひ~4 (磊)

○国土交通省設置法(平成十一年法律第百号) (抄)

(用級)

に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。第三条 国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現

ひ・8 (器)

- 5

平成 29 年度災害対策等緊急事業推進費について

国土政策局広域地方政策課調整室

災害対策等緊急事業推進費

- ▶ 制度概要:自然災害により被災した地域又は重大な交通事故が発生した箇所等において、年度内に緊急に行う再度災害の防止対策又は事故の再発防止対策に配分することができる予算です。
- ▶ 予算(平成29年度):約134億円(国費ベース)
- ▶ 配分先:国(直轄事業)、都道府県・市町村等(補助事業)
- ▶ 配分時期:配分スケジュールは、下表のとおりです。

表 平成 29 年度配分スケジュール

区分	募集期間 (予定)	配分時期(予定)
第1回	4月3日~5月8日	6月下旬
第2回	5月9日~7月下旬	9月中旬
第3回	8月上旬~10月上旬	11月中旬

※ただし、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を実施します。

- ➤ 国庫補助率:配分先事業の国庫負担率、国庫補助率によります。
- ➤ 対象となる災害や事故
 - ① 災害:暴風,豪雨,豪雪,洪水,高潮,地震,津波,噴火,地すべり,山崩れ,崖崩れ,落雷,突風(竜巻),旋風,土地隆起,土地の沈降等により生じる災害が対象です。
 - ② 事故:道路, 鉄道, 航路, 港湾, 航空路, 空港といった公共交通を支える社会基盤 における, 重大な事故が対象です。

➤ 推進費のポイント

- ① 推進費が配分された事業所管部局により、再度災害の防止対策等を実施します。
- ② 災害復旧事業に合わせて、公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策が可能です。
- ③ 地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策が可能です。
- ④ 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策が可能です。
- ⑤ 死傷者を伴い社会的影響の大きい事故への対策が可能です。
- ⑥ 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策が可能です。
- ⑦ 幅広い事業分野に配分することが可能です。

【添付資料】

・ご案内(パンフレット)、配分実績、主な実施事例

災害対策等 緊急事業推進費 のご案内

平成29年度版





広域地方政策課 調整室

災害対策等緊急事業推進費とは

自然災害により被災した地域や重大な交通事故が発生した場所などで、 地域住民や利用者の安全・安心を確保するために、年度内に緊急に行う 再度災害防止対策(災害対策)や事故の再発防止対策(公共交通安全対 策)に配分することができる予算です。

【予 算】 平成29年度 134.38億円(国費ベース)

【実施主体】 国(直轄事業)、都道府県・市区町村等(補助事業)

【配分時期】

区分	募集期間(予定)	配分時期(予定)
第1回	4月3日 ~ 5月8日	6月下旬
第2回	5月9日~7月下旬	9月中旬
第3回	8月上旬~10月上旬	11月中旬

- ※ 上記の他、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討
- ※ 気象条件や用地交渉等やむを得ない事情が発生した場合は明許繰越も可能

災害対策

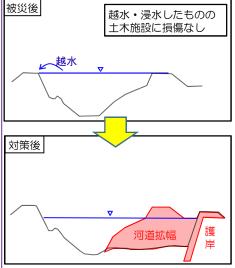
特徴1:災害復旧事業では対応しきれない場合の対策が可能です。

① 災害復旧事業に合わせて、 公共土木施設の防災機能 の強化・向上を行う対策



被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧に合わせて、推進費により嵩上げを実施。

② 地域は被災したものの、 公共土木施設に被害・損 傷がない場合の対策



堤防の被害・損傷はなかったが、越 水による家屋浸水被害が発生したため、 推進費により河道拡幅を実施。 ③ 災害復旧事業の対象と ならない自然災害により 被災した場合の対策

被災後



災害復旧事業の対象とならない風化・ 劣化による崖崩れで通行止めが発生した ため、推進費により法面対策を実施。

公共交通安全対策

特徴2:交通インフラにおける重大事故への対策が可能です。

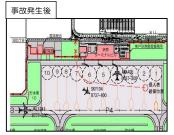
① 死傷者を伴い社会的影響の大きい事故へ対策





下りが連続する国道で速度超過により発生した死亡事故 を受けて、危険箇所に道路情報提供装置を設置。

② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策





複数の空港において発生した人及び車両の不法侵入を受けて、全国点検の結果、14空港で鋼管製車止め及びフェンスのメッシュ化を実施。

特徴3:幅広い事業分野(直轄及び補助)に配分することが可能です。

国土交通省(河川、地すべり、砂防、海岸、道路、港湾、空港、下水道、公園、都市防災、 公営住宅、鉄道、航路標識等)

農林水産省(農業農村整備、海岸、地すべり、治山、森林、漁港、水産基盤等)

厚生労働省(水道施設、水資源開発)

経済産業省(工業用水道)

治山事業 (林野庁所管) の事例



<被害> 地震に伴う大規模地すべ りにより斜面が崩壊し河川 閉塞が発生。



<対策> アンカーエによる地すべり 対策を実施。

港湾事業の事例



<被害> 発達した低気圧に伴う高 波浪により、導流堤基礎部 が洗掘され倒壊。



< 対策 > 災害復旧事業による原形復旧に合わせて、石かごによる補強を実施。

海岸保全事業(水産庁所管)の事例

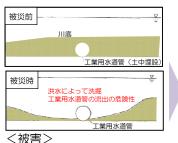


< 被害> 冬期風浪に伴う高波により 護岸が倒壊し、背後集落に死 傷者や家屋損壊が発生。

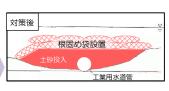


<対策> 護岸の嵩上げや集落沿いに 護岸を設置。

工業用水道事業(経産省所管)の事例



台風豪雨で川底が洗掘され、 工業用水道管が露出・流出の 危険があり取水停止を実施。



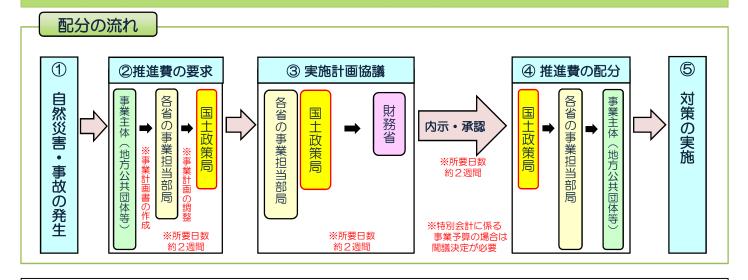
<対策> 管埋設上部を根固め袋によ る補強を実施。

<参考>主な実施事業と国庫補助率等

国庫補助率は各府省で定められた対象事業の規定に従います。 (本予算による特別な優遇措置はありません。)

事業分野	主な実施事業	参 考 (内地の補助率・ 負担率)
河川 道路 港湾 都市 農業農村整備 治山 水産基盤	河川改修事業、流域治水対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、河川激甚災害対策特別緊急事業、河川災害復旧等関連緊急事業 道路更新防災等対策事業 港湾改修事業 都市公園災害対策事業、都市防災推進事業 農業農村整備事業 治山事業 水産基盤整備事業	1 / 2 (補助)
河川	河川改修事業	2/3
港湾	港湾改修事業	(直轄)
航路標識	航路標識整備事業	10/10
治山	国有林野内治山事業	(直轄)

※ 対象事業の詳細は「災害対策等緊急事業推進費取扱要領」別表1及び別表2に記載(ホームページ参照)



○ 制度の活用を検討するにあたり、ご不明な点等ございましたら、下記の 担当までご相談ください。

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号中央合同庁舎2号館12階

TEL: 03-5253-8360 (直通)

FAX: 03-5253-1572

※国土交通省ホームページにも情報を掲載しています。

(ホーム >> 政策・仕事 >> 国土政策 >> 災害対策等緊急事業推進費)

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_00002.html

《平成29年度予算版》

これまでの配分実績(H17~H28)

配分実績は、次のとおりです。

(国費ベース、単位:百万円)

			配 分 実 績					備考 (予算を配分
年 度	予算額			災害対	策	公共交通 安全対策		した割合)
17	20,000	19,313	(115)	19,313	(115)			97%
18	25,000	24,996	(141)	22,186	(113)	2,810	(28)	100%
19	25,000	13,978	(99)	13,238	(86)	740	(13)	56%
20	25,000	10,713	(38)	10,104	(33)	609	(5)	43%
21	15,000	3,462	(12)	3,462	(12)	0	(0)	23%
22	30,000	3,038	(29)	2,203	(27)	835	(2)	10%
23	27,028	10,541	(97)	10,319	(96)	222	(1)	39%
24	21,300	18,730	(84)	18,730	(84)	0	(0)	88%
25	17,900	3,287	(30)	3,287	(30)	0	(0)	18%
26	17,811	6,444	(40)	6,444	(40)	0	(0)	36%
27	16,832	10,727	(35)	10,681	(34)	46	(1)	64%
28	14,813	10,186	(24)	10,186	(24)	0	(0)	69%
合 計	255,684	135,414	(744)	130,152	(694)	5,262	(50)	53%

※()は配分件数

年度	主な実施事例
H17	台風14号 O 九州と四国地方の各地で記録的な豪雨(死者27人) (大分県大分市) (大分市) (大分県大分市) (大分県大分市) (大分県大分市) (大分県大分市) (大分市) (大分県大分市) (大分市)
H18	7/4からの梅雨前線による大雨 O 西日本、北陸、長野県などで記録的な豪雨(死者28人) O 当該災害への推進費の配分 39件 96億円配分
H19	台風9号 ○ 関東地方などで大雨、暴風(死者1人)○ 当該災害への推進費の配分21件 22億円配分
H20	岩手・宮城内陸地震 〇 岩手県内陸南部でマグニチュード7.2の地震(死者17人) 〇 当該災害への推進費の配分 3件 60億円配分
H21	中国・九州北部豪雨 〇中国地方と九州北部で記録的な豪雨(死者35人)〇当該災害への推進費の配分5件 13億円配分
H22	梅雨前線による大雨 ○ 九州から東北地方にかけて広い範囲で大雨(死者16人) ○ 当該災害への推進費の配分 10件 7億円配分
H23	東日本大震災
H24	梅雨前線による豪雨 ○九州北部等で記録的な豪雨(死者30人、行方不明者2人) ○当該災害への推進費の配分 12件 52億円配分 豪雨に伴う浸水の状況(熊本県熊本市、阿蘇市)
H25	台風18号及び前線による豪雨 〇四国から北海道にかけて広い範囲で大雨 (死者6名、行方不明者2名) 〇当該災害への推進費の配分 10件 7億円配分
H26	台風12号,11号と前線による大雨と暴風 〇四国を中心に広い範囲で大雨 (死者6名) 〇当該災害への推進費の配分 9件 9億円配分
H27	台風18号による関東・東北豪雨 ○関東・東北で記録的な豪雨(死者8名) ○当該災害への推進費の配分 16件 88億円配分
H28	台風10号等による大雨 ○東日本から北日本を中心に大雨・暴風。 特に北海道と岩手で記録的な大雨。 (死者22名、行方不明者6名) ○当該災害への推進費の配分 9件 85億円配分

災害対策等緊急事業推進費の主な実施事例

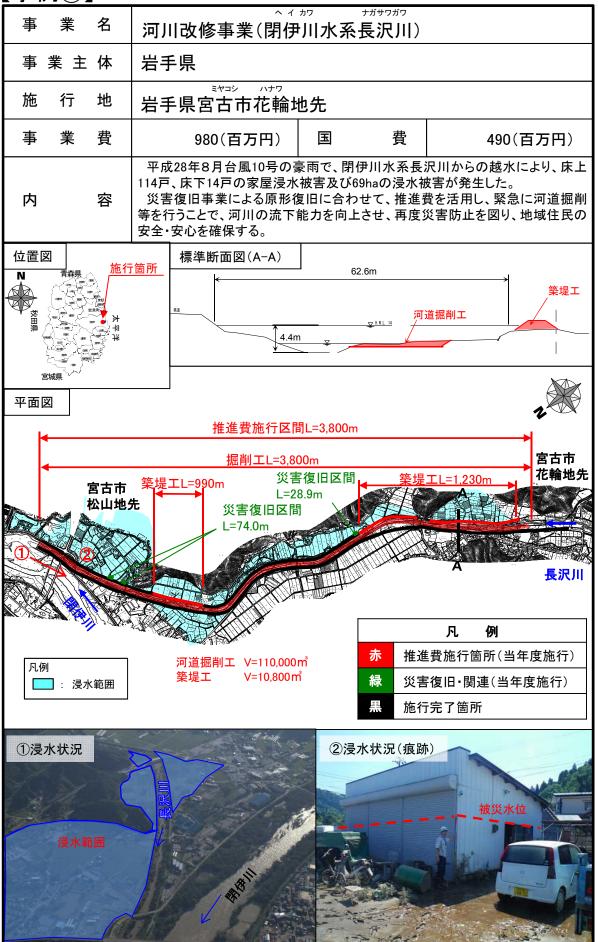
自然現象により災害を受けた地域等又は社会的に影響のある公共交通に係わる る重大な事故が発生した箇所等における対策の主な実施事例。

- ① 豪雨:河川改修事業(岩手県)
- ② 高潮:海岸保全施設整備事業(北海道根室市)
- ③ 崖崩れ:道路更新防災等対策事業(徳島県美馬市)
- ④ 崖崩れ:都市公園災害対策事業(愛媛県)
- ⑤ 車両水没:交通安全施設等整備事業(栃木県鹿沼市)
- ⑥ 速度超過:交通安全施設等整備事業(和歌山県)

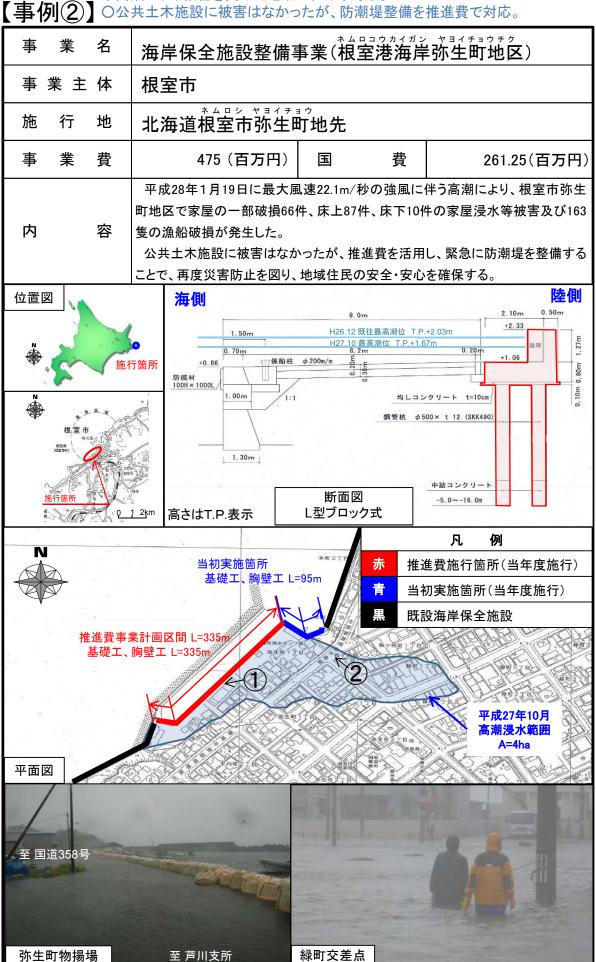
※()は事業主体

○豪雨により被害を受けた地域における対策。

【事例(1)】 〇堤防洗掘箇所は災害復旧事業で、河道掘削等は推進費で対応。



○高潮により被害を受けた地域における対策。



○崖崩れにより被害を受けた地域における対策。 **「車 /励** ② **「** ○ ※実復口事業の更供に該当しないことから、法面対策を推進費で対応

【事例③】○※	を害復旧事業の要件に該当しないことから、法面対策を推進費で対応。		
事業名	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
事業主体	美馬市		
施行地	ミマシ コャダイラ アザカワカミ 徳島県美馬市木屋平字川上地先		
事業費	122(百万円) 国 費 61(百万円)		
内 容	平成28年3月10日の崖崩れにより、市道木屋平152号線で全面通行止めが発生した。人的被害はなかったものの、迂回により地域の生活と経済に深刻な影響をあたえている。 災害復旧事業の要件に該当しないことから、推進費を活用し、緊急に法面対策を行うことで、再度災害防止を図り、通行者等の安全・安心を確保する。		
位置図 施行箇所	広域図 美馬市木屋平総合支所 県道中野木屋平線 集落 市道 集落 中尾山高原平成荘 グラススキー場 一般国道438号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
平面図	断面図		
を	大 例		
至三好市	至中尾山至中尾山		

【事例④】○☆	・ 共土木施設に被害はなかったが、法面対策を推進費で対応。
事業名	都市公園災害対策事業(第1号南予レクリエーション都市公園)
事 業 主 体	愛媛県
施行地	ゥヮゔマシ ッシママチ チカイエオッ 愛媛県宇和島市津島町近家乙
事業費	6(百万円) 国 費 3(百万円)
内容	平成26年3月13日に崖崩れが発生し、倉庫1棟倒壊及び民家脇の畑に被害が発生した。崖崩れ周辺斜面において多くの亀裂が確認されたことから、今後の降雨等により更なる崖崩れを起こす可能性が極めて高い。 公共土木施設に被害は無かったが、推進費を活用し、緊急に法面対策を行うことで、再度災害防止を図り、地域住民等の安全・安心を確保する。
位置図	平面図 凡 例
愛媛県	赤 推進費施行箇所(当年度施行)
多 经批选 東連市 天津市 伊宁市 高 久万高原町	青 当初実施箇所(当年度施行)
横断図 white white state white state white state white state state white state state white state white state sta	横断位置 (A) Marion 横断位置 (A) Marion (A) M
①がけ崩れ状況	②がけ崩れ状況
	施工完了

○車両水没事故が発生した箇所における事故再発防止対策。 【事例(5)】○冠水箇所への進入防止対策として、道路情報提供装置等の整備を推進費で対応。

	水箇所への進入防止対策と	して、理路情報旋供	を直守の金浦を推進負で対	
事業名	交通安全施設等整個	備事業 市道001	7号線	
事業主体	鹿沼市			
施行地	栃木県鹿沼市茂呂			
事業費	275(百万円)	国費	137.5(百万円)	
内容	平成20年8月16日に鹿沼市原 市道0017号線東北自動車道 入した軽自動車が水没して運 このことから、当該箇所にお 道路照明を整備することによ 様な事故の再発防止を図る。	望アンダーパス部におい 転手が死亡する事故か いて、緊急的に道路情	、発生。 「報提供装置、電光掲示板、	
位置図				
平面図 虚沼木工団地 の 既設道路情報提供装置	市道0017号線	設置例	度間 (2 至 字 都 包)	
断面図 ■	度用	1.86m	水水位 至 中都京	
	50.0m 50.0m	30.0m 3.0m 50.0m		

(事例6) ○速度超過による車両転落事故が発生した箇所における事故再発防止対策。 ○速度超過防止対策として、道路情報提供装置の整備を推進費で対応。

【事例⑥】○速	度超過防止対策として、道路情報提供装置の整備を推進費で対応。			
事業名	交通安全施設等整備事業(一般国道424号修理川地区)			
事業主体	和歌山県			
施行地	和歌山県有田郡有田川町修理川			
事業費	80(百万円) 国 費 40(百万円)			
内容	平成22年4月19日に、国道424号の修理川地区で、速度超過が原因でタンクローリーが橋梁から谷間に転落し、運転手が死亡する事故が発生した。 事故周辺箇所は下り勾配が連続する坂道であり速度超過に陥りやすく、路面凹凸舗装による構造的対策が行われていたにもかかわらず発生したことから、緊急に道路情報提供装置を整備することにより、ドライバーの減速意識を高め、事故の再発を防止する。			
位置図 京橋 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	00 D D D D D D D D D D D D D D D D D D			
平面図				

平成 29 年度官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業について

国土政策局広域地方政策課調整室

1. 制度の概要

〇支援内容:

民間事業活動と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備の事業化に向けた 検討経費を支援。

- ①施設整備の内容に関する調査:(例)需要予測、概略設計等
- ②施設の整備・運営手法に関する調査:(例) PPP/PFI 手法の選定、VFM 算定等
- 〇配分先:地方公共団体
- 〇補助率: 1/2
- 〇募集・配分時期:年3回の募集を予定。

区分

2. 活用事例

○道の駅、アクセス道路、駅前広場等の交通結節点、公園、港湾施設等の事業化検討

3.29年度の留意点

29 年度採択にあたっては、<u>①PPP/PFI 検討案件</u>、<u>②広域連携プロジェクト関連</u> <u>等民間投資の誘発効果の高い調査案件</u>を優先採択する方針。



官民連携基盤整備推進調查費

- 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業 -

のご案内

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

官民連携基盤整備推進調査費とは

官民の多様な主体の連携による自発的な地域づくりを通じて地域ポテンシャルを引き出し、各地域の個性や強みを活かした特色ある成長を図るためには、民間の投資効果が最大限に引き出されるよう、民間の設備投資等と一体的に基盤整備を行う必要があります。

本事業は、民間の意思決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援するための制度です。

支援対象と内容

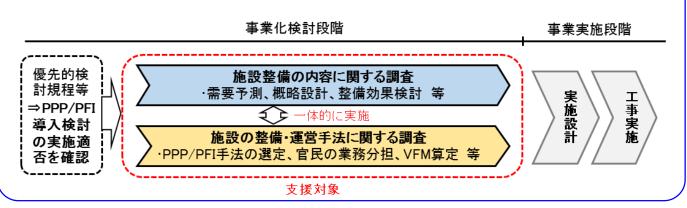
支援対象は、地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の 発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業について事業化に向けた検討を行 うための経費です。

具体的な支援内容は、①基盤整備にかかる課題の整理や機能検討、概略設計など施設整備の内容に関する調査、②PPP/PFI導入可能性検討や具体的事業手法の選定など施設の整備・運営手法に関する調査です。なお、②については、全ての募集案件についてPPP/PFI導入検討の実施適否を確認した上で導入検討が実施可能なものについて調査を行うものです。

- ①施設整備の内容に関する調査
 - (例) 基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等
- ②施設の整備・運営手法に関する調査
 - (例) PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFM算定等

経費の内容

調査委託費、測量設計費等(旅費、印刷製本費等の調査に伴う事務費は対象外) 本調査費の実施期間は、原則単年度で繰越はできません。



予算額:平成29年度予算3.25億円(国費ベース)

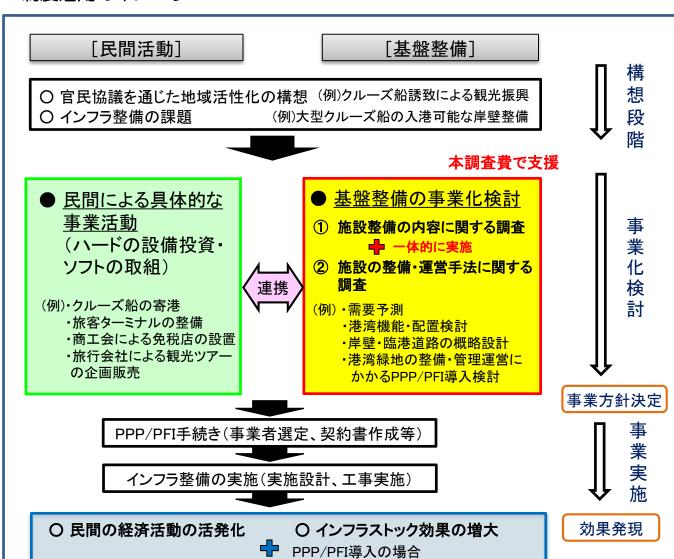
-配分先 : 地方公共団体(都道府県、特別区、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む))

・補助率:1/2 (採択にあたって金額に下限値、上限値はありません)

•対象分野: 国土交通省所管の基盤整備事業

(道路、海岸、河川、港湾、都市公園、鉄道、空港等の公共土木施設)

※ 民間の例:企業、NPO、学校法人、農業協同組合、商工会議所、財団法人等



■ 募集・配分スケジュール

年3回の募集を予定しています。ただし、応募状況等によっては、2回目以降の募集を 行わない場合もあります。

平成29年度のスケジュール(予定)

〇 新たなビジネス機会を拡大し地域経済の好循環、公的負担の抑制

区分	募集期間	配分時期
第1回	1月26日~2月28日	4月26日
第2回	4月18日~5月19日	7月上旬
第3回	7月中旬~8月中旬	9月下旬

調査実施主体からの声

- インフラ整備の事業計画決定に向けた議論や作業などが加速し、事業化の時期が早まった。
- 国の政策的支援という位置づけが加わることで、民間事業者等の関係者間の調整や合意形成が円滑に行われ、地元まちづくりの気運が高まった。
- 民間事業者への詳細なヒアリングと調整による熟度の高い計画検討が可能となり、手戻りなく円滑に事業化に移行できた。

73

平成29年度実施方針

≪予算の重点化≫

平成29年度は、民間の資金や創意工夫を活用したPPP/PFIを推進し、民間投資誘発効果の高い事業やストック効果の高い社会資本への選択と集中を進めるため、以下の調査案件に対する優先採択を行います。

◎ PPP/PFI導入検討調査

本格的な人口減少社会の中で、新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制等を図るため、様々な分野の公共施設等の整備・運営に多様なPPP/PFIの活用を推進する「PPP/PFI推進アクションプラン」が平成28年5月に策定されました。また、アクションプランに基づくPPP/PFI手法導入優先的検討規程*の策定が地方公共団体等において進められています。

平成29年度は、アクションプランの目標達成に向け、PPP/PFI導入検討調査を行う案件を優先採択します。なお、PPP/PFI検討案件への配分目標は、全体件数の5割とします。

◎ 広域連携プロジェクト関連等民間投資の誘発効果の高い調査

対流促進型国土の形成を目的とする国土形成計画(広域地方計画)が平成28年3月に策定され、広域地方計画協議会等のもと、官民の幅広い主体が連携して具体の事業を企画立案・推進し、広域的な地域戦略の実現を図る広域連携プロジェクトが進められています。

平成29年度は、広域連携プロジェクト関連等民間投資誘発効果の高い基盤整備の 事業化検討を優先採択します。

≪採択にあたっての確認事項≫

予算の重点化に関連して、平成29年度採択にあたっては、以下について確認します。

◎ PPP/PFI実施適否の確認

申請にあたっては、PPP/PFI実施適否の確認フローに基づき、PPP/PFI導入検討の実施適否について確認をお願いします。PPP/PFI導入検討を本事業等で実施する案件は優先採択され、PPP/PFI導入検討を行わない案件は民間資金の活用が期待できない理由等の妥当性が認められる場合のみ採択可能となります。

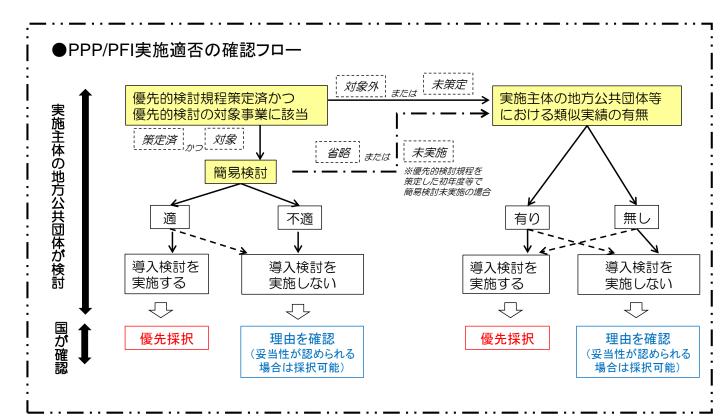
■優先的検討規程を定めている場合

優先的検討規程の対象事業への該当及び簡易検討結果に基づき、PPP/PFI導入検討の実施適否を確認ください。

■優先的検討規程の対象事業に該当しない場合又は規程を定めていない場合

当該地方公共団体における国土交通省所管公共施設にかかるPPP/PFI導入の類似実績に基づき、PPP/PFI導入検討の実施適否を確認ください。可能な範囲で国及び他の地方公共団体の類似実績についても確認をお願いします。

※ 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針について(要請)」(内閣府総務省 平成27年12月17日)において、人口20万人以上の地方公共団体に対し当該指針を踏まえ平 成28年度末までに優先的検討規程を定めること、その他の地方公共団体においても同様の取組 を行うことが要請されています。



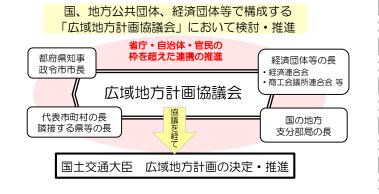
◎広域連携プロジェクトとの関連等の確認

広域連携プロジェクトとの関連については、当該調査がプロジェクトの全体構想や 各施策・事業とどのように関連し、プロジェクトの推進に寄与するものであるかについて確認します。

民間投資誘発効果については、基盤整備による効果が民間活動の新たな需要創出や設備投資等ハード・ソフトの事業展開にどのように波及し、地域活性化に寄与するものであるかについて確認します。

(参考) 新たな国土形成計画(広域地方計画)について

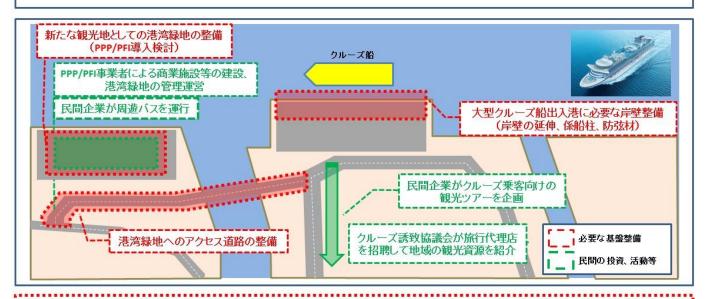
- 新たな全国計画(H27年8月閣議決定)を 踏まえ、全国8ブロックの広域地方計画協議 会における検討・協議を経て、概ね10年間の 国土づくりの戦略としての広域地方計画が H28年3月に策定されました。
- 広域地方計画の推進を目指し、一の都府県を 超える広域の見地から必要と認められる主要 な施策 (= 「広域連携プロジェクト」) が位置付けられています。



事例: 大型クルーズ船誘致と併せた港湾整備の検討調査

背景·目的

広域連携プロジェクトに位置付けられた広域観光拠点となる港湾において、大型クルーズ船の寄港増加に対応した港湾機能の確保、岸壁・臨港道路等の整備に向けた検討を行う。また、緑地公園の効率的な整備・管理運営のためのPPP/PFI導入可能性検討を実施する。



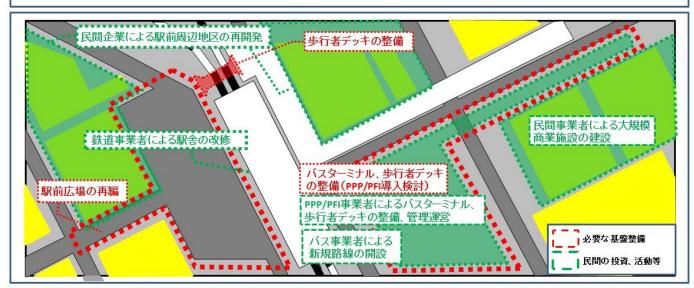
本制度において補助対象となる調査項目例

- ・大型クルーズ船の寄港による経済効果の分析調査
- ・大型クルーズ船の安全入出港のための航行シミュレーション、岸壁整備の検討
- •アクセス道路の交通需要調査、概略設計
- ・緑地公園の整備・管理運営にかかるPPP/PFI導入可能性検討(官民の役割分担、事業手法の選定等)

事例: 広域交流拠点における駅周辺整備調査

背景·目的

広域連携プロジェクトに位置付けられた広域交流拠点において、まちづくりの基本構想を定めた将来ビジョンが 策定され、駅周辺地区では再開発事業や大規模商業施設の建設に向けた官民協議が進められている。民間企業 の事業投資等と一体的に駅周辺整備を進めるため、駅前広場の再編・歩行者デッキ等にかかる調査を実施する。



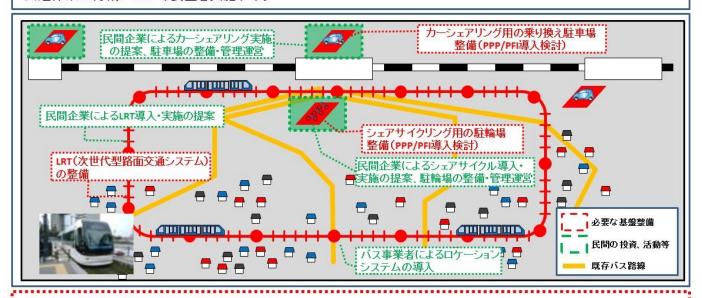
本制度において補助対象となる調査項目例

- 駅前周辺地区における交通調査(再開発に伴う交通量の推計等)
- ・歩行者回遊軸(ペデストリアンデッキの重層化)の検討
- ・バスターミナル、歩行者デッキの概略設計
- ・バスターミナル、歩行者デッキの整備・管理運営にかかるPPP/PFI導入可能性検討(事業手法の選定、VFM算定等)

事例:交通体系の再編と併せた地域活性化のための基盤整備検討調査

背景·目的

既存のバス路線を効率化し、駅周辺の十分な回遊性を確保するとともに、道路渋滞の緩和及び交通安全の向上を図るため、官民連携でパークアンドライドやカーシェアリング等の導入を目指す新たな交通戦略の策定を踏まえ、交通体系の再編にかかる調査を実施する。



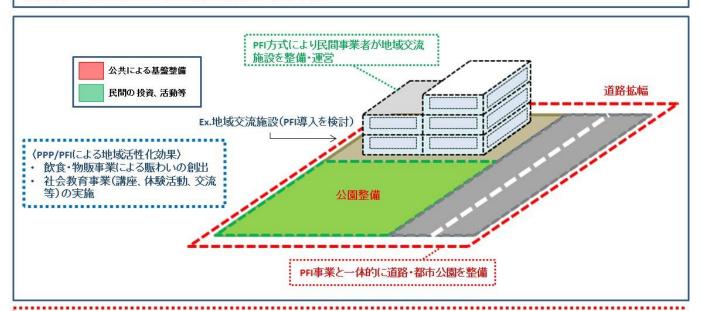
本制度において補助対象となる調査項目例

- 駅周辺部・居住部等の交通需要調査
- ・新たな交通システム導入への民間意向調査
- ・最適な交通システム導入に向けての概略検討(路線等の配置検討、道路空間の整備)
- 新たな交通システム導入におけるターミナル機能の適切な配置検討
- ・駐車場、駐輪場の整備・管理運営にかかるPPP/PFI導入可能性検討(事業手法の選定、VFM算定等)

事例:道の駅及び公園整備による地域活性化のための基盤整備検討調査

背景·目的

地域の交流拠点となる道の駅及び公園整備による賑わいの創出を目指し、民間資金の活用や地域活力の創出、 効率的なインフラ運営と公共サービスの向上等を図るため、PPP/PFI方式による地域交流施設の整備及び地域交 流施設と一体的な道路・都市公園の整備を検討する。

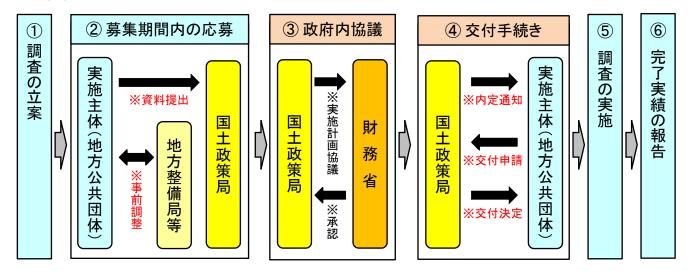


本制度において補助対象となる調査項目例

- ・地域交流施設のPPP/PFIの導入可能性の検討(需要予測、概略設計を含む)
- ・PPP/PFI事業と一体的に行う道路、公園事業の概略検討(配置計画、施設規模等)等

-77

募集から調査実施までの流れ



お問い合わせ窓口

(本省担当)

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館12階 TEL:03-5253-8360(直通) FAX:03-5253-1572

国土交通省ホームページに詳しい情報を掲載しています。調査計画書の様式等をダウンロードできます。

(ホーム http://www.mlit.go.jp/ >> 政策・仕事 >> 国土政策 >> 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業) http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html

(各地方支分部局)

	部署名	外線(内線)
北海道開発局	開発監理部 開発計画課 開発企画官開発監理部 開発計画課 地域連携専門官	代表 011-709-2311 (内線 5462) (内線 5467)
東北地方整備局	企画部 環境調整官 企画部 企画課	代表 022-225-2171 (内線 3114)(内線3156、3236)
関東地方整備局	企画部 事業調整官 企画部 企画課	代表 048-601-3151 (内線 3116)(内線 3153、3181)
北陸地方整備局	企画部 事業調整官 企画部 広域計画課	代表 025-280-8880 (内線 3116)(内線 3211)
中部地方整備局	企画部 事業調整官 企画部 広域計画課	代表 052-953-8129 (内線 3116)(内線 3211、3212、3221)
近畿地方整備局	企画部 事業調整官 企画部 企画課	代表 06-6942-1141 (内線 3116)(内線 3156)
中国地方整備局	企画部 事業調整官 企画部 広域計画課	代表 082-221-9231 (内線 3116)(内線 3221)
四国地方整備局	企画部 事業調整官 企画部 広域計画課	代表 087-851-8061 (内線 3116)(内線 3211、3213、3231)
九州地方整備局	企画部 企画課	代表 092-471-6331(内線3181、3182)
沖縄総合事務局	開発建設部建設行政課	代表 098-866-0031(内線 3166)

10,000	7,500	5,050	4,000	3,000	10,000	4,000	7,685	000'6	6,750	18,000	24,000	
20,000	15,000	10,100	8,000	000'9	20,000	8,000	15,370	18,000	13,500	36,000	48,000	50,000
つくば市地域において、より利便性の高い公共交通網の形成を目的とい、民間事業者による交通系ICカード料金収受システムやバスロケーションシステムの導入と合わせて、交通ビックデータを用いた利用動態の分析や交通拠点の概略検討を行う。	前橋市において、道の駅の整備による交流人口の増加や防災復旧拠点の形成を目的とし、PP P/PFIの導入可能性の検討や関連基盤整備の概略設計を行う。	三郷市南部地域において、地元の産業振興を支え防災機能を備えた地域拠点の形成を目的とし、防災拠点としての機能を考慮した公共施設・民間施設の配置検討や公共部分のPP/PFIの導入可能性検討等を行う。	千葉市西銀座地域において、商業・業務機能の集積による賑わいの創出を目的とし、民間事業者による当該地区の再開発を踏まえて、街区内の道路・駐車場等の配置検討・事業計画の立案等を行う。	大磯港において、観光客の増加や更なる民間投資の誘発を目的とし、地域交流施設の整備・運営に係るPPP/PFIの導入可能性検討や広場・臨港道路等の基盤整備の検討を行う。	相模総合補給廠一部返還地において、都市機能等の集積による地域の拠点性・利便性の向上等を目的とし、民間事業者による商業施設等の建設や複数の建物でエネルギーを融通しあう新システムの導入等を踏まえ、駅前広場や街区内道路の概略設計等を検討する。	豊橋市において、大規模工場跡地周辺整備による地域拠点としてのまちづくりや地域活性化を目的とし、民間事業者による開発区域内の道路整備、商業・業務施設の建設と合わせて、交通動態変化の推計や交差点や道路、歩行者動線改善の検討等を行う。	大津びわこ競輪場跡地において、地域活力の創出と効率的なインフラ運営等を目的とし、地域 交流施設のPPP/PFIの導入可能性検討や多目的広場等の基盤整備計画の検討を行う。	旧石垣空港跡地において、土地の円滑な民間活用や防災機能の向上を目的とし、民間の医療 施設の開業等と合わせて、土地利用計画や公園、道路整備の概略設計を行う。	大阪府茨木市において、ため池を活用した治水安全度の向上を目的とし、ため池管理者による 治水対策のためのため池工事と合わせて、洪水調節効果及び浸水想定縮小範囲の検証や河 川整備の概略設計を行う。	須崎港において、物流機能強化と地域防災力向上を目的とし、民間事業者による荷役機械の導入や施設の耐震化等と合かせて、須崎港における貨物取扱量・船舶交通量の需要推計や保管施設の配置検討、岸壁整備の事業効果など検討を行う。	油津港において、大型クルーズ船寄港による地域活性化を目的とい、官民が連携して実施して いるインパウンド誘致活動や民間事業者の受入体制強化等の取組と合わせて、大型クルーズ船 が安全に入港するための調査や岸壁延伸の概略設計等を行う。	池袋駅周辺において、都市再生の推進による地域活性化を目的とし、民間事業者による池袋駅西口地区の再開発計画と合わせて、東西連絡通路の整備計画の検討、PPPによる公共空間の活用手法等の検討を行う。
茨城県つくば市	群馬県前橋市	埼玉県三郷市	千葉県千葉市	神奈川県大磯町	神奈川県相模原 市	愛知県豊橋市	滋賀県大津市	沖縄県石垣市	大阪府茨木市	高知県須崎市	宮崎県日南市	東京都豊島区
13 つくば市地域の公共交通ネットワークにおけ つくば市る交通拠点整備に関する調査	14 新たな道の駅整備における民間活力活用 前橋市 のための検討調査	15 三郷市南部地域の地域拠点形成に向けた 三郷市 基本計画検討調査	16 千葉市西銀座地域における地域活性化の 千葉市 ための検討調査	17 大磯港賑わい交流施設整備に関する検討 大磯町業務	18 相模総合補給廠一部返還地開発のための 相模原市 基盤整備検討調査	19 豊橋市における大規模工場跡地周辺整備 豊橋市 と地域活性化に関する調査	20 大津市滋賀学区における地域活性化に関 大津市 する調査	21 旧石垣空港跡地における地域活性化のた 石垣市 めの基盤整備検討調査	22 ため池を活用した治水安全度向上のため 大阪府 22 の基盤整備検討調査	23 須崎港における物流機能強化および防災 高知県 カ向上のための検討調査	24 油津港におけるクルーズ船誘致に向けた 宮崎県基礎整備に関する調査	25 池袋駅周辺地域における地域活性化に関 豊島区 する調査

00	00	00	00	00	00	00	00
4,100	3,000	25,500	19,000	11,000	12,000	2,200	3,400
8,200	6,000	51,000	38,000	22,000	24,000	4,400	6,800
山県市において、新バスターミナル整備による地域活性化を目的とし、PPP/PFけ式による地域交流施設の整備等と合わせて、新バスターミナル等を整備するための概略設計、PPP/PFIの導入可能性検討等を行う。	松山市駅周辺で、歩いて楽しい健康増進まちづくりによる地域活性化を目的とし、駅前広場での 民間事業者による路面電車の軌道や電停の改築等と合わせて、交通空間・広場空間等の配置 検討を行う。	旭川空港において、訪日外国人観光客増加による地域活性化を目的とし、民間事業者による 国際線の増便や空港ビルの増築と合わせて、空港基本施設(滑走路・誘導路・エブロン)の施設 機能向上に係る基本計画の策定を行う。	帯広空港において、訪日外国人観光客増加による地域活性化を目的とし、民間事業者による 国際線の増便や空港ビルの増築と合わせて、空港基本施設(滑走路・誘導路・エプロン)の施設 機能向上に係る基本計画の策定を行う。	宮古港において、大型外航クルーズ船寄港による地域活性化を目的とし、三陸鉄道や復興道路の開通と合わせた観光ツアーの企画、郷土料理の提供や多言語案内核の設置等の民間事業者の取組と連携して、大型外航クルーズ船が安全に入港するための調査や岸壁の機能検討を行う。	和歌山下津港において、大型外航クルーズ船寄港による地域活性化を目的とし、京奈和自動車道の開通と合わせた観光ツアーの企画、商工会議所等による免税店の設置や特産品販売等の民間事業者の取組と連携して、大型外航クルーズ船が安全に入港するための調査や岸壁の機能検討を行う。	敦賀駅において、北陸新幹線敦賀開業に向けた地域活性化を目的に、新幹線敦賀駅舎の建設と合せて、敦賀駅利用者等を考慮した駐車場の需要台数を予測し、駐車場及び大型バスターミナルの基本計画を行う。	桜井駅において、駅周辺の賑わい創出による地域活性化を目的とし、PPP/PFI事業による駅ピル 再開発や駅前広場の商業施設(屋台村)の設置等の民間事業者の取組と合わせて、駅前広場 及び周辺施設の概略検討や整備後の経済効果の試算等を行う。
岐阜県山県市	愛媛県松山市	北海道旭川市	北海道帯広市	岩手県宮古市	和歌山県和歌山市	福井県敦賀市	奈良県桜井市
、山県市バスターミナル周辺における地域活 山県市 ・性化に関する調査	,松山市駅周辺地区の歩いて楽しい健康増 進まちづくりのための基盤整備検討調査	加川空港を活用した地域活性化のための 旭川市 基盤整備に関する調査	帯広空港を活用した地域活性化のための 帯広市 基盤整備に関する調査) 宮古港を拠点とした観光振興による復興 岩手県 促進のための基盤整備調査	和歌山下津港におけるクルーズ船受入体 和歌山県制強化等基盤整備調査) 敦賀駅周辺における地域活性化のための 敦賀市 - 基盤整備検討調査	駅周辺の回遊性向上による地域活性化に 桜井市 り向けた基盤整備検討調査
26	27	28	29	30	31	32	33

11111

34件

19,000

38,000

女満別空港において、訪日外国人など観光客増加による地域活性化を目的とし、民間事業者によるLOC等の誘致やボーディングブルジの改良と合わせて、空港基本施設(滑走路・誘導路・エブロン)の施設機能向上に係る基本計画の策定を行う。

北海道網走郡大 空町

34 女満別空港を活用した地域活性化のため 北海道 の基盤整備検討調査

701,338

9	<u>o</u>	0	9	9	0	0
15, 000	6, 000	9, 050	16, 000	4, 500	11, 000	12, 500
30, 000	12, 000	18, 100	32, 000	9, 000	22, 000	25, 000
日光を中心とした主要観光地を結ぶ広域観光ルート構築のための道路機能強化を図るため、民間事業者による大型ホテルの建設、公共交通のIT化・多言語化、路線バスの延伸等の取組とあわせて、国道I20号清淹地区の道路整備に関する調査を実施する。	播磨地域における連携中枢都市圏の形成を目指し、圏域全体の産業振興を図る広域的な企業誘致 の推進を目的に、福崎西部工業団地拡張にあわせて、高速道路や国道からのアクセス効率化を図 るための道路整備に関する調査を実施する。	仙台塩釜港仙台港区において、大型物流施設の立地等に伴うコンテナ取扱増加に対応した物流機能の強化を図るため、民間事業者による復興土地区画整理地内での物流機能施設の整備に伴い、貨物需要推計及び臨港道路の概略設計等を行う。	三河港田原地区において、ものづくり産業を支えるエネルギーの安定供給や再生可能エネルギーの活用を目的に、複数の民間事業者による再生可能エネルギー発電所の建設計画と合わせて、燃料の取扱増加に対応した港湾整備の検討を行う。	宇野港において、地域の基幹産業を支える港湾機能の強化を図るため、民間事業者による造船業及び金属製品製造業の設備増強に伴う取扱貨物量の増加に合わせて、田井地区に新たな公共岸壁及び埠頭用地の造成を行うための事業化検討を行う。	別府港において、九州の東の玄関ロとして、人流の基幹拠点化による地域活性化を図るため、民間事業者によるフェリーの大型化やフェリーターミナル等の再編におけるPP/PF1方式の導入検討と合わせて、岸壁・緑地等の配置及び概略設計、緑地整備の事業量検討を行う。	茨城港大洗港区において、急増するインパウンドに対応した港湾の利用拡大を図り、外航クルース船初等港に向けた受入環境整備を推進するため、民間事業者によるおもてなし活動や歓迎イベントを充実させるための施設整備等と連携して、外航クルーズ船が安全に入港するための航行安全対策等の検討を行う。
栃木県日光市	兵庫県福崎町	宮城県仙台市	愛知県田原市	田山県玉野市	大分県別府市	茨城県大洗町
栃木県	福崎町	宮城県	愛知県	当 三 国	大分県	茨城
日光地域における広域観光ルート構築のための交通基盤整備調査	播磨圏域企業誘致を推進する福崎西部工業 団地拡張に合わせた基盤整備検討調査	仙台塩釜港仙台港区蒲生地区における物流 機能強化等基盤整備検討調査	三河港田原地区における物流機能強化のた めの基盤整備検討調査	宇野港における物流機能高度化等基盤整備 検討調査	別府港における人の流れの基幹拠点化(九 州のハブ港)に向けた基盤整備検討調査	茨城港大洗港区におけるクルーズ船受入機 能強化基盤整備調査
13	14	15	16	17	8	19

抽

19件

306, 728



地理空間情報活用基本計画(第3期)が閣議決定

概要

政府は、地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)に基づき、 地理空間情報活用推進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定してい ます。

3月24日の閣議で、平成29年度からの5年間を計画期間とする新たな基本計画が決定されました。

1. 新たな基本計画のポイント

使命 (Mission)	一人一人が「成長」と「幸せ」を実感できる、新しい社 会を実現する。-第4次産業革命のフロントランナー-
目標 (Vision)	 国土を守り、一人一人の命を救う 新時代の交通、物流システムを実現する 多様で豊かな暮らしをつくる 地方創生を加速する G空間社会を世界に拡げる
手段 (Approach)	 準天頂衛星4機体制による高精度測位サービスの提供 G空間情報センターを中核とした共通の情報基盤の構築 東京2020オリパラ大会をG空間社会のショーケースに

とし、各ビジョンを実現するアクションとして、13の「重点的に取り組むべき施策(シンボルプロジェクト)」を選定した(裏面参照)。 シンボルプロジェクトは重要業績評価指標(KPI)を含めた工程表を策定し、 計画的推進を図っていく。

2. 基本計画の公開

基本計画及び工程表は、内閣官房ホームページで公開されている。 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/

地理空間情報活用推進基本計画(第3期)において 重点的に取り組むべき施策(シンボルプロジェクト)

1. 国土を守り、一人一人の命を救う

- ① 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化
- ② 津波浸水被害推計システムの運用
- ③ G空間防災システムの普及の促進

2. 新時代の交通、物流システムを実現する

- ④ 高度な自動走行システムの開発・普及の促進
- ⑤ 準天頂衛星を活用した無人航空機物流事業の促進

3. 多様で豊かな暮らしをつくる

- ⑥ 屋内空間における高精度測位環境づくりの促進
- ⑦ G空間情報センターを活用した大規模イベント来場者等の移動支援

4. 地方創生を加速する

- ⑧ 農業機械の自動走行技術等の開発・普及の促進
- ⑨ 地理空間情報とICTを活用した林業の成長産業化の促進
- ⑩ i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進
- ⑪ 中小企業・小規模事業者の研究開発・サービスモデル開発の推進

5. G空間社会を世界に拡げる

- 12 電子基準点網及び準天頂衛星システムを活用した高精度測位サービスの海外展開
- ⑬ 地理空間情報の循環システムの形成